

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター
指定管理者募集要項（案）

令和7年6月

船橋市 教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課

目 次

募集要項等一覧表	- 4 -
船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 指定管理者募集要項について	- 5 -
1 指定管理者が行う管理の基本方針	- 5 -
(1) 本施設の役割	- 5 -
(2) 本施設の管理の基本方針	- 5 -
2 施設の概要	- 6 -
(1) 船橋市総合体育館（船橋アリーナ）	- 6 -
(2) 船橋市武道センター	- 6 -
3 指定管理者が行う業務	- 7 -
4 施設の開館時間等	- 8 -
(1) 開館時間について	- 8 -
(2) 休館日について	- 8 -
(3) 開館時間、休館日の変更等について	- 8 -
5 指定期間	- 8 -
6 管理運営に関する経費等	- 8 -
(1) 利用料について	- 8 -
(2) 指定管理料について	- 9 -
(3) 修繕について	- 9 -
(4) 物品について	- 10 -
(5) 事業所税	- 10 -
7 リスク分担	- 10 -
8 業務評価	- 11 -
(1) 内部評価について	- 11 -
(2) 労働関係法令の遵守状況の確認について	- 12 -
(3) 改善指導と指示について	- 12 -
(4) 評価結果の公表について	- 12 -
(5) 指定の取消し及び業務の一時停止について	- 12 -
9 その他管理運営にあたっての留意事項	- 12 -
(1) 法令等の遵守について	- 12 -
(2) 占有団体の取扱いについて	- 13 -
(3) 損害賠償請求等への対応について	- 13 -
(4) 苦情等への対応について	- 13 -
(5) 事故及び災害等への対応について	- 13 -
(6) 職員研修の実施について	- 13 -
(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開	- 14 -
(8) 文書等の管理保管	- 14 -

(9) 利用者調整会議の開催と優先予約について	- 14 -
(10) 利用者の声の把握	- 14 -
(11) 監査等への協力	- 14 -
(12) 教育委員会への報告等	- 15 -
(13) 災害等発生時の対応について	- 15 -
(14) 障害者差別解消に係る配慮	- 15 -
(15) 市内事業者の活用について	- 15 -
(16) 指定管理者提案による整備・改修について	- 15 -
(17) 自動販売機の取扱いについて	- 16 -
(18) 総合体育館オアシス内の活用について	- 16 -
(19) 指定管理業務に関連するその他の業務の実施について	- 16 -
①体育施設使用料の徴収等業務等	- 16 -
②船橋市運動公園及び法典公園の利用に係る業務	- 16 -
(20) 令和9年度全国高等学校総合体育大会について	- 16 -
(21) 適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応について	- 18 -
(22) 救護体制の強化について	- 18 -
10 指定管理者募集に関する事項	- 18 -
(1) スケジュールについて	- 18 -
(2) 指定管理者の募集手続きについて	- 18 -
①募集要項の配布	- 18 -
②現地見学会	- 19 -
③募集要項等に関する質問	- 19 -
(3) 申請資格	- 19 -
(4) 共同企業体による申請について	- 20 -
(5) 申請の手続きについて	- 21 -
①申請書類	- 21 -
②提出書類の言語等	- 21 -
③申請書類の受付	- 22 -
④注意事項	- 22 -
⑤失格事項	- 22 -
⑥申請における留意事項	- 22 -
11 指定管理者候補者の審査・選定等	- 24 -
(1) 指定管理者選定委員会の設置について	- 24 -
(2) 選定委員会による審査について	- 24 -
①出席者	- 25 -
②発表方法	- 25 -
③面接審査の日時等	- 25 -
(3) 審査のポイント	- 25 -
(4) 評価基準	- 25 -

①書面審査評価基準.....	- 25 -
②面接審査評価基準.....	- 26 -
(5) 順位付けの方法.....	- 26 -
(6) 審査結果の通知及び公表について	- 27 -
(7) 協議の開始について	- 28 -
(8) 指定管理者の指定について	- 28 -
(9) 次順位者の取扱いについて	- 28 -
12 指定管理者との協定の締結.....	- 28 -
13 指定の取消し等.....	- 29 -
(1) 指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合	- 29 -
(2) 指定管理者からの協議による場合	- 29 -
(3) 不可抗力等による場合	- 29 -
(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について	- 30 -
14 業務の引き継ぎ.....	- 30 -
(1) 指定開始前の引き継ぎについて	- 30 -
(2) 指定開始時の引き継ぎについて	- 30 -
(3) 指定終了時の引き継ぎについて	- 30 -
(4) 引き継ぎに要する費用について	- 30 -
15 問合せ先及び申請書類提出先.....	- 30 -

募集要項等一覧表

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者募集要項（本紙）

添付資料

- (資料 1) 施設概要
- (資料 2) 利用状況
- (資料 3) 利用料等一覧表
- (資料 4) 業務仕様書
- (資料 5) 物品一覧表
- (資料 6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領

申請書類

- (申請書類 1) 現地見学会参加申込書
- (申請書類 2) 質問書
- (申請書類 3) 船橋市総合体育館指定管理者指定申請書
- (申請書類 3－2) 船橋市武道センター指定管理者指定申請書
- (申請書類 4) 事業計画書
- (申請書類 5) 法人等概要書
- (申請書類 6) 誓約書
- (申請書類 7)（申請時）労働条件チェックシート
- (申請書類 8) 法人等の役員名簿
- (申請書類 9) 市税納付確認書
- (申請書類 10) 船橋市総合体育館指定管理者指定申請辞退届
- (申請書類 10－2) 船橋市武道センター指定管理者指定申請辞退届

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 指定管理者募集要項について

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第244条の2に定められております。

船橋市（以下「本市」という。）は、船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号）第4条及び船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号）第4条の規定に基づき、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター（以下これらを「本施設」という。）について、平成18年度から指定管理者による管理・運営を行っておりますが、現在の指定期間が令和7年度末をもって終了することから、引き続き本施設を一括して管理運営する指定管理者を募集します。

なお、募集要項は、1ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のものです。（以下「募集要項等」という。）また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和7年6月23日現在のものです。

1 指定管理者が行う管理の基本方針

(1) 本施設の役割

本施設は、船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号。以下「総合体育館条例」という。）及び船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号。以下「武道センター条例」という。）に基づく施設として、総合体育館はスポーツ及び文化の振興、武道センターは武道その他のスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する施設として利用されております。

また、本市は、地域に根差したスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て活力ある都市を目指し、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行っており、本施設はその中心的な施設として多くの市民に利用されております。

(2) 本施設の管理の基本方針

本施設は、本市が設置する「公の施設」であります。上記（1）の本施設の役割や公の施設としての特性を理解し、以下に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ①利用者が安全・安心して利用できるよう、総合体育館条例、同条例施行規則、武道センター条例、同条例施行規則及び関連法令等に従うとともに、仕様書等に基づき、常に施設を清潔に保ち、かつ機能を良好な状態において管理を行うこと。
- ②公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うものとし、利用者の平等な利用を確保すること。
- ③施設の効用を最大限に發揮させるような効率的・効果的な運営を行うこと。
- ④利用者に対しては、親切かつ丁寧に接遇し、適切なサービスの提供を行うこと。
- ⑤利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。

⑥市内他の体育施設と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 施設の概要

(1) 船橋市総合体育館（船橋アリーナ）

所在地	船橋市習志野台 7 丁目 5 番 1 号
開館年月	平成 6 年 1 月
敷地面積	31, 777 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建
施設 内容	第 1 棟 メインアリーナ（観覧席 4, 240 席）、役員室、選手控室、音響・映像調整室、調光室、放送室、器具庫 等
	第 2 棟 サブアリーナ（観覧席 286 席）、温水プール（観覧席 66 席）、幼児体育室、多目的室、卓球室、弓道場、トレーニング室、リズムエクサササイズ室、浴室、小会議室、大会議室、和室、スポーツ資料展示室 等

	第 1 棟 (m ²) (emainアリーナ棟)	第 2 棟 (m ²) (サブアリーナ棟)
3 階	756. 03	157. 32
2 階	3, 135. 52	2, 219. 96
1 階	5, 505. 70	4, 963. 58
地下 1 階	682. 96	2, 610. 38
計	10, 080. 21	9, 951. 24
駐車場 第 1 : 93 台 第 2 : 340 台 第 3 : 36 台		

(2) 船橋市武道センター

所在地	船橋市市場 1 丁目 3 番 1 号
開館年月	昭和 62 年 6 月
敷地面積	1, 907. 45 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建
施設内容	第 1 武道場、第 2 武道場、相撲場、会議室 等

	広さ (m ²)	施設
4 階	93. 53	機械室
3 階	818. 76	第 2 武道場、更衣室
2 階	815. 16	第 1 武道場、更衣室
1 階	756. 13	事務室、相撲場、会議室
計	2, 483. 58	
駐車場 5 台		

※施設の詳細については資料 1 「施設概要」をご覧ください

3 指定管理者が行う業務

本施設における指定管理者の業務は次のとおりです。業務の詳細については、資料4「業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、教育委員会の承認を得て委託することができます。

ア. 総合体育館条例及び武道センター条例第5条に規定する業務に関すること。

(船橋市総合体育館)

- (1) スポーツ及び文化の活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) スポーツ及び文化の振興のための講習会等の開催に関すること。
- (3) スポーツ及び文化の情報の提供に関すること。
- (4) 総合体育館の利用の許可に関すること。
- (5) 総合体育館の利用料の収受に関すること。
- (6) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) その他教育委員会が特に必要があると認めること。

(船橋市武道センター)

- (1) 武道その他のスポーツの活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 武道その他のスポーツの振興のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 武道センターの利用の許可に関すること。
- (4) 武道センターの利用料の収受に関すること。
- (5) 武道センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他教育委員会が特に必要があると認めること。

イ. 自主事業について

指定管理者自らの企画による自主的な事業（以下「自主事業等」という）を実施して下さい。自主事業等とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものです。

また、指定期間開始後に自主事業等を実施しようとする場合は下記のとおり事前の承認が必要となります。

- (1) 実施する前に、教育委員会の承認を受けてください。
- (2) 教育委員会は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。
- (3) 承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、教育委員会は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

4 施設の開館時間等

(1) 開館時間について

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日について

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、原則月1回は設備保守、定期清掃等にあて、施設の適切な維持管理に努めること。

(3) 開館時間、休館日の変更等について

総合体育館条例及び武道センター条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、教育委員会の承認を得て開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日等の変更等をすることができます。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻、休館日を規則で定めることとしており、規則の改正が必要となります。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要があると認めるときは、定められた様式により教育委員会の承認を得て下さい。

なお、開館時間の延長、休館日の変更に伴う指定管理料の増額はいたしません。

5 指定期間

令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までとします。

ただし、教育委員会が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

なお、令和11年度に船橋市総合体育館の大規模改修を予定しており、改修内容・進捗状況等により新たに指定管理者を公募することが困難である場合には指定期間を延長する場合があります。

6 管理運営に関する経費等

本施設の管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料、自主事業等による収入及び総合体育館条例及び武道センター条例第14条に定める「利用料」によって賄うこととします。

(1) 利用料について

利用料は指定管理者の収入となります。

利用料については、条例の範囲内で指定管理者が定めることになります。なお、条例上の利用料は資料3「利用料等一覧表」のとおりです。

本市では今後利用料等の見直しを行う場合があります。総合体育館条例及び武道センター条例で定める利用料等の額等に変更が生じた場合は、指定管理者の行う事務に変更が生じる可能性があります。この場合、教育委員会と指定管理者の協議により協定等の変更を行うものとします。

(2) 指定管理料について

申請者が提案する指定管理料は、次に示す上限金額以下（消費税及び地方消費税を含む）としてください。上限金額を超えて提案を行った場合は失格となります。指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲内で指定管理料について協議を行い、令和7年第4回船橋市議会定例会にて債務負担行為の議決を得る予定です（提案のあった金額がそのまま指定管理料とはならない場合があります。）。

また、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議のうえ決定し、指定管理者と本市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

<上限金額>	船橋市総合体育館	●●●●●●●●円
	船橋市武道センター	●●●●●●●●円

指定管理料及び利用料で賄うべき経費は、下記に示す経費を除き、「3 指定管理者が行う業務」で示す業務の実施に要する一切の経費となります。

なお、次の「7 リスク分担」で示す本市がリスク分担者となっている経費についても、指定管理料に含んでおりません。

<本市が負担する経費>

ア. 施設、設備及び教育委員会が貸与する物品の修繕（1件あたり50万円以上（見積金額であって消費税等を含む。）のうち、教育委員会と指定管理者の協議により本市が負担するとした修繕に係る費用
ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。

イ. 本市所有の物品（性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で1個あたり3万円以上（見積金額であって消費税等を含む。））に係る費用
ただし、指定管理者の故意または過失により滅失損壊した場合は指定管理者の負担となります。

ウ. 施設の基本的構造にかかる大規模修繕に要する経費
ただし、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は指定管理者の負担となります。

エ. 船橋市生涯学習施設予約管理システムに係る経費
オ. 日本大学用地借上料（総合体育館進入路）

(3) 修繕について

施設、設備及び教育委員会が貸与する物品の修繕に要する経費については、1件あたり50万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあっては指定管理者の負担とします。1件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとします。また、1件あたり50万円以上の場合にあっても、教育委員会と指定管理者の協議により指定管理者が実施するものもあります。

なお、1件あたり50万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用とな

る場合は本市が修繕料を負担することがあります。

(4) 物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は「資料5 物品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり3万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。その他の物品については指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ教育委員会と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、教育委員会と指定管理者での協議の上、本市又は教育委員会が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

(5) 事業所税

本市は政令で指定された課税団体となっているため、市内の一定規模以上の事業所には事業所税が課税されます。事業所税相当額を指定管理料に計上して支払うものとします。その際の上限額は、指定管理者が申請時に計上した事業所税相当額とします。

ただし、実際の事業所税納付額が指定管理料に計上した事業所税相当額を下回った時は、その差額については、速やかに精算するものとします。

〈参考〉現指定期間における事業所税

令和3年度 船橋市総合体育館：12,018,870円 船橋市武道センター：1,490,148円

令和4年度 船橋市総合体育館：12,018,870円 船橋市武道センター：1,490,148円

令和5年度 船橋市総合体育館：12,018,870円 船橋市武道センター：1,490,148円

令和6年度 船橋市総合体育館：12,018,870円 船橋市武道センター：1,490,148円

7 リスク分担

指定期間内における主なリスク等については、次のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとします。

- ・指定期間（令和8年4月～令和11年3月）内における主なリスク

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
		船橋市	指定管理者
経済情勢	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	上記のうち、施設の管理運営に支障をきたす経費の増	協議事項	
	金利変動に伴う経費の増		○
制度関連等	広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク		○
	本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、許認可制度、税制度等の新設・変更によるリスク	○	
	税制度の新設・変更によるリスク	協議事項	
自然災害	自然災害（暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤等）に伴う、施設、設備の修復による経費	○	
	不可抗力に伴う業務履行不能	協議事項	
資金調達	管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※水道料金が改定された場合について

水道事業者である千葉県が料金改定を行う意向を示したところですが、現在、改定の有無や改定される場合の具体的な改定内容はわかつておりません。

原則として、水道料金の改定が行われた場合の経費の増についても、他の経費と同様にリスク分担における「人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増」として指定管理者の負担としますが、船橋市総合体育館は業務の特性上水道の使用水量が多く、他の施設よりも影響が大きくなることが考えられます。

そのため、水道料金が改定された場合で、かつ、その影響が大きい場合には、リスク分担にかかわらずその負担について市と指定管理者とで協議するものとします。

8 業務評価

(1) 内部評価について

施設の管理・運営に関し、教育委員会が定める仕様書、指定管理者が作成する事業計画書、協定等に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、教育委員会の定める報告書の提出のほかに、下記の方法により業務実績の評価を実施します。

①教育委員会が作成するモニタリングシートに基づく指定管理者による自己評価及び教

育委員会による評価（年1回）

②指定管理者によるアンケート等の実施（年1回以上）

③その他、教育委員会の示す方法による業務の評価

上記以外の方法で、指定管理者が独自にモニタリングを実施する場合は、事業計画書により提案してください。

（2）労働関係法令の遵守状況の確認について

必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。なお、当該調査業務を委託して実施することがあります。

（3）改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

（4）評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施するモニタリング結果についても原則公表して下さい。

（5）指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や教育委員会の指示に従わない場合は、指定を取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

9 その他管理運営にあたっての留意事項

（1）法令等の遵守について

本施設の管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

ア. 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ. 労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等）

ウ. 船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号）、同施行規則

エ. 船橋市武道センターライン（昭和62年船橋市条例第12号）、同施行規則

オ. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

カ. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

キ. 船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）

ク. 船橋市行政手続条例（平成9年船橋市条例第2号）

ケ. 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）

コ. その他管理運営に適用される法令等

(2) 占有団体の取扱いについて

ア. ならだいスポーツクラブあまなつ

習志野台、松が丘、坪井地区の住民により設立された総合型地域スポーツクラブの安定したクラブ運営を支援するため、年間を通して事務局の設置場所として施設の一部利用を許可しております。また、施設の一部及び備品等を優先的に貸出し、地域のスポーツ活動の普及を図っています。

実施日 毎月第3土曜日

会 場 船橋市総合体育館 サブアリーナ、多目的室、大会議室他

(3) 損害賠償請求等への対応について

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他教育委員会に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

(4) 苦情等への対応について

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をして下さい。

また、必要に応じ教育委員会に報告するとともに、対応について教育委員会と協議して下さい。

(5) 事故及び災害等への対応について

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件の防止及び災害や感染症への対応における体制を整えることとします。事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、原則として、対応にあたっては教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示を受けた後、指定管理者の責任において対応するものとし、緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置や施設等の保全措置及び一時的な避難者の受け入れに努めた後、速やかに報告するものとします。

また、施設の開館時間外に災害が発生した場合は速やかに施設の安全確認を行うものとします。

(6) 職員研修の実施について

本施設において業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取扱い、苦情

解決等の研修を必要に応じて実施してください。

(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、教育委員会の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(8) 文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は收受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、指定期間終了後、指定期間開始時に本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期間保存しなければなりません。

(9) 利用者調整会議の開催と優先予約について

本施設では利用者調整会議を年始に開催し、その調整結果に基づき次年度の優先予約を可能としています。指定管理者は調整会議を主催し、調整を行ってください。

なお、優先予約が可能な行事等については、以下を参考とし指定管理者で基準を定め、教育委員会の承認を得てください。

①船橋市又は教育委員会が主催する行事

※国際大会、全国大会等の大規模な行事は同様順位

千葉ジェッツふなばしのホームゲーム（年2回程度）

②船橋市又は教育委員会から委託された市民全体を対象とする行事

③船橋市又は教育委員会から委託された地域住民を対象とする行事

④船橋市又は教育委員会が共催する行事

(10) 利用者の声の把握

指定管理者は、年1回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者のニーズの把握に努めて下さい。

また、本市又は教育委員会が実施するアンケートに協力して下さい。

(11) 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

(12) 教育委員会への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため、「資料4 業務仕様書」や指定期間開始時に締結する基本協定書等に記載のとおり必要な報告書等を提出して下さい。また、指定管理者は教育委員会が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、教育委員会に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となることがあります。

(13) 災害等発生時の対応について

本施設は、災害等の発生時において船橋市地域防災計画で以下のとおり指定されています。そのため、指定管理者に対して災害時対応の協力を要請する場合があります。災害時対応協力（市との役割分担、費用負担等）については、別途、基本協定において取り決めをします。なお、以下の施設のとおり位置づけられている役割に関する開設及び運営への協力に発生した光熱水費・人件費などの必要経費は、原則市の負担とし、開設及び運営により施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填は協議事項とします。

施設名	船橋市地域防災計画における位置づけ
船橋市総合体育館	宿泊可能避難所、一時避難場所、遺体安置所、代替警備本部
船橋市武道センター	宿泊可能避難所

また、船橋市地域防災計画において予め指定されていない役割についても、災害等の発生状況によっては、隨時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み本市の災害対応に協力しなければなりません。なお、本市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないと本市が認めたものについては、原則本市の負担とします。

(14) 障害者差別解消に係る配慮

本市においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を定めております。公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、「資料6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」に準じた対応を行うものとします。

(15) 市内事業者の活用について

「3 指定管理者が行う業務」に記載のとおり、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、教育委員会の承認を得て委託することができますが、委託業者の選定にあたっては、市内に本店等を有する事業者を選定するよう努めてください。

(16) 指定管理者提案による整備・改修について

指定管理者は事前に教育委員会の承認を得た上で、指定管理者の負担による本施設の整備・改修等を行うことができるものとします。

なお、指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、指定管理者は、原則、

速やかに本施設を指定期間開始前の状態に復するものとします。ただし、教育委員会と指定管理者での協議の上、指定期間開始前の状態に復さないことについて教育委員会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(17) 自動販売機の取扱いについて

自動販売機売上に係る収入については、事業収入の扱いとします。また、指定管理者は自動販売機を設置するにあたり、行政財産の使用許可申請を行い、教育委員会の許可を得る必要があります。

(18) 総合体育館オアシス内の活用について

船橋市総合体育館オアシス内では令和2年3月31日まで売店があり、軽食等の販売がありました。指定管理者においても、旧売店スペースの有効活用を図るよう提案してください。また、提案をもとに教育委員会と協議の上決定するものとしますが、利用者の利便性を考慮した計画とし、本業務により得られる収入は事業収入として算定してください。

なお、(20)に記載した令和9年度全国高等学校総合体育大会に関わる期間については、利用が出来ない見込みです。

(19) 指定管理業務に関するその他の業務の実施について

指定管理業務のほか、以下の業務については指定管理者として指定された者による実施を想定しております。実施の方法については別途教育委員会と協議を行うものとします。

①体育施設使用料の徴収等業務等

利用者の利便性確保のため、本施設において他の市内体育施設等に係る使用料の徴収、許可書の発行、金銭の引き渡し、書類の取次業務等を行う。

②船橋市運動公園及び法典公園の利用に係る業務

船橋市運動公園及び法典公園については、現在指定管理者による管理運営を行っているが、利用者の利便性を確保するため、指定管理者は管理する体育施設以外の利用料金の徴収等に関する事務を行うとともに、指定管理者双方で収支の精算を行う。

(20) 令和9年度全国高等学校総合体育大会について

令和9年度全国高等学校総合体育大会（剣道・フェンシング）が船橋市総合体育館を会場に開催されることが決定しており、大会を円滑に遂行するため、以下の点に配慮・協力をお願いします。なお、令和9年度大会にかかる情報は現時点での見込みとなります。

①令和9年度大会（会場：船橋市総合体育館）

1. 期間

大会準備：令和9年7月下旬に、1週間程度

大会：令和9年7月下旬～8月中旬のうち、2週間程度

種目：剣道・フェンシング

2. 想定利用施設

メインアリーナ（試合会場）、サブアリーナ・多目的室（練習会場）、大会議室・小会議室（会議用スペース）、駐車場（観客用）

※大会期間中は、一般利用客の施設利用を全面禁止にすることを想定。

3. 参加人数

・剣道：選手、監督等 1,200～1,300人（実数）、観客 13,000人（延べ数）

・フェンシング：選手、監督等 1,000～1,100人（実数）、観客 5,000人（延べ数）

4. 使用料

市（実行委員会）で負担

②過去開催の大会【参考】

I 平成26年度船橋市総合体育館での開催

1. 期間

平成26年8月2日（土）から8月7日（木） 種目：男子バスケットボール

2. 会場

- ・船橋市総合体育館（船橋アリーナ） 1回戦～決勝戦
- ・船橋市運動公園体育館 1回戦～3回戦

3. 参加人数等

- ・選手、監督 767人（選手12人、監督1名×59チーム）
- ・役員数 1,872人（延べ数）
- ・補助員数 1,971人（延べ数）
- ・観客数 54,000人（延べ数）

II 令和6年度開催（剣道・フェンシング）の大会

（剣道）

1. 期間

令和6年8月3日（土）～6日（火）

2. 会場

大分県大分市レゾナック武道スポーツセンター

3. 参加人数等

- ・選手、監督 956人（実数）
- ・観客 12,778人（延べ数）

（フェンシング）

1. 期間

令和6年7月23日（火）～27日（土）

2. 会場

佐賀県佐賀市SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ

3. 参加人数等

- ・選手、監督 917人（実数）
- ・観客 3,937人（延べ数）

(21) 適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応について

適格請求書保存方式（インボイス制度）に基づく適格請求書（インボイス）に対応すること

(22) 救護体制の強化について

自動体外式除細動器（AED）を使用した救命の機会を広げるため、「船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針」を遵守してください。

10 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュールについて

選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

内容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和7年○月○日（○）から ○月○日（○）まで
現地見学会	令和7年○月○日（○）
質疑受付期間	令和7年○月○日（○）から ○月○日（○）午後5時まで
質疑回答予定日	令和7年○月○日（○）
受付期間	令和7年○月○日（○）から ○月○日（○）午後5時まで
書面審査の実施	令和7年9月中旬
書面審査の結果通知	令和7年9月下旬
面接審査の実施	令和7年10月上旬
面接審査の結果通知	令和7年10月中旬
業務引継ぎ等に関する協議開始	令和7年11月
指定議案の提出	令和7年12月
協定書の協議	令和8年1月から
業務引継ぎ	令和8年1月から3月まで
利用者への説明会	令和8年2月
指定管理者業務開始	令和8年4月1日（水）

(2) 指定管理者の募集手続きについて

① 募集要項の配布

配布期間	令和7年○月○日（○）から
配布方法	本市ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。
注意事項	窓口での配布は行いません。

②現地見学会

日 時	令和7年○月○日（○）午前10時から
場 所	船橋市総合体育館 集合
参加人数	団体ごとに2名まで
申込期限	令和7年○月○日（○）午後5時まで
申込方法	参加を希望する団体は、申込期限までに「申請書類1 現地見学会参加申込書」を「15 問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。その際、表題タイトルを「船橋市総合体育館見学会参加申込（○○○○←団体名）」としてください。電話やFAXでの受付はいたしません。確認後、受付完了メールを送付いたします。
注意事項	当日質疑応答は行いません。質疑がある場合は、後述③「募集要項等に関する質問」により行ってください。 工事中のため武道センターの現地見学会はありません。

③募集要項等に関する質問

受付期間	令和7年○月○日（○）から○月○日（○）午後5時まで
受付方法	「申請書類2 質問書」を「15 問合せ先及び申請書類提出先」記載の電子メールあてに提出してください。質問が複数ある場合は、質問事項の行を追加し提出してください。電話・口頭・FAXによる質問は受け付けませんのでご了承ください。
回答方法	回答できる全質問に対し、○月○日（○）に質問及びその回答を本市ホームページに掲載することを予定しています。
注意事項	回答後の再質問は受け付けません。 質問される際には質問意図を明確にし、曖昧な質問とならないよう注意してください。 質問受付期間前に必要となる事項に関する質問（説明会参加申込書の記入方法に関する質問など）につきましては、随時電話やFAX等にて受け付けいたします。

(3) 申請資格

次に掲げる条件を満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とします。また、複数の法人等で構成されるグループによる申請（以下「共同企業体」という。）も可能とします。なお、共同企業体は、代表団体及びその他の団体（以下「構成団体」という。）から成るものとします。

- ①スポーツ施設の運営及び事業展開に理解と熱意を持ち、効率的・効果的かつ安定した管理・運営を行い、公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができること
- ②申請する法人等は、申請時点で体育施設（スポーツ施設）を管理・運営中で、かつ5年以上の実績を有すること

- ③地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有すること
- ④地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取消後3年以上経過していること
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑥千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあっては、千葉県税を滞納していないこと
- ⑦船橋市税を滞納していないこと
- ⑧「申請書類7（申請時）労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であること
- ⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人等でないこと
- ⑩役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でないこと
- ⑪役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でないこと
- ⑫役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人等でないこと
- ⑬役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でないこと
- ⑭役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等でないこと

（4）共同企業体による申請について

- ①申請にあたっては、あらかじめ代表団体を定めてください。当該代表団体が申請手続きを行うものとします。
- ②代表団体は、「10 指定管理者募集に関する事項 （3）申請資格」を満たす必要があります。構成団体は、「10 指定管理者募集に関する事項 （3）申請資格」の②を除く要件を満たす必要があります。
- ③単独で申請した法人等は、共同企業体を構成する法人等になることはできません。また、同一の法人等が同時に複数の共同企業体を構成する法人等になることもできません。
- ④共同企業体による申請をした後においては、当該共同企業体を構成する法人等の変更をすることは原則できません。
- ⑤申請時に、共同企業体の名称を設定してください。
- ⑥役割や業務分担等について、代表団体及び構成団体の間で協定を締結してください。

(5) 申請の手続きについて

①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

	書類名	備考
ア	指定管理者指定申請書（申請書類3及び3-2）	
イ	指定期間全体の事業計画書（申請書類4）	
ウ	法人等概要書（申請書類5）	・共同企業体が申請する場合においては、代表団体及びすべての構成団体のものを提出
エ	定款、規約その他これらに類する書類	
オ	法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※本募集への申請日から3か月以内に発行されたもの	・オについては、副本用は写しでも可
カ	申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書	
キ	前年度又は直近の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに準ずる書類	
ク	法人等の役員名簿（申請書類8）	
ケ	（申請時）労働条件チェックシート（申請書類7）	
コ	誓約書（申請書類6）	
サ	共同企業体結成を証する書類（協定書の写し等。任意様式）	共同企業体のみ提出
シ	事業計画書の電子データ（Microsoft Word 及びExcel形式。CD、DVD等の電子媒体に記録して提出）	
ス	納税証明書【国税】（その3の3）	
セ	納税証明書【県税】（その2）（千葉県内に本店又は営業所等がある場合）	
ソ	市税納付確認書 ※市税の課税がなくても必要です	
タ	法人市民税納税証明書（市内に本店又は営業所等がある場合）	

②提出書類の言語等

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

申請書類の用紙サイズは原則A4版とします。記載方法は、原則文字サイズ11ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、1冊にまとめて提出してください。印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。

申請書類は、書類を3部（原本1部 副本2部）、電子データを1部提出してください。副本については原本である必要はありませんが、写しである場合には、原本と相違ないことを証明する旨日付、代表者名及び印とともに記載して下さい。

また、イ（事業計画書）のみを綴じた書類について上記とは別に15部提出してください。

③申請書類の受付

受付期間	令和7年○月○日（○）から○月○日（○）まで
受付時間	土・日・祝を除く、9時から17時まで
受付場所	船橋市役所 教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課 (市役所本庁舎7階)
提出方法	直接持参してください。その場で申請書類が揃っているかどうか確認いたします。 なお、持参される際には事前に電話にて受付予約をしてください。

④注意事項

- 「申請書類4 事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意して下さい。
- 指定期間全体にわたっての内容を記載してください。
 - 法人等の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載しないでください。
 - 手書きでの作成はご遠慮下さい。
 - 設定された枚数、枠の大きさ、余白等の設定については変更をしないでください。
ただし、図表や写真等を用いることは可能です。
 - 記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。
 - 記載事項のない項目があっても削除しないで下さい。

⑤失格事項

- 申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
- ア. 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - イ. 申請書類申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ウ. 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
 - エ. 申請資格を満たしていないことが判明した場合
 - オ. 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - カ. 法人等の財務状況が著しく悪化していることにより指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合
 - キ. 指定管理料の提案額が「6 管理運営に関する経費等(2)指定管理料について」で示す額を超えていている場合
 - ク. 申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・教育委員会関係職員・現指定管理者に対し、指定管理者選定に関して接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
 - ケ. 提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていない場合
 - コ. その他不正行為があったと教育委員会が認めた場合

⑥申請における留意事項

- ア. 申請者の名称、選定結果等

すべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。

また、市議会へも、申請者のすべての名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

イ. 申請書類等の差し替え等の禁止

提出された書類の差し換えや内容変更はできません。

ウ. 申請書類の取扱い

提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

また、教育委員会は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。事業計画書は市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うことになります。

エ. 申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに「申請書類10 船橋市総合体育館指定管理者指定申請辞退届」及び「申請書類10-2 船橋市武道センター指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ. 申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者の負担とします。

カ. その他

本事業提案申請のために現地見学会等、定められた機会を除き、教育委員会から資料の提供を行うことはありません。申請者は、教育委員会が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行って下さい。

また、教育委員会が提供する資料については、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

○公知となっている情報

○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

11 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会の設置について

(2) 選定委員会による審査について

(3) 審査のポイント

(4) 評価基準

(5) 順位付けの方法

(6) 審査結果の通知及び公表について

選定委員会において最も優れた提案を行った法人等を選定し、その結果に基づき、教育委員会が指定管理者の候補者を選定します。なお、1法人等を指定管理者の候補者として選定しますが、指定管理者候補者となった法人等の次に優れた提案を行った法人等を次順

位者として選定します。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者若しくは次順位者又はその両方について選定が行われません。

指定管理者候補者及び次順位者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、生涯スポーツ課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付（有償）並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

また、「10 指定管理者募集に関する事項（5）申請の手続きについて⑥申請における留意事項」のとおりすべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることになります。

（7）協議の開始について

教育委員会は、指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

やむを得ない事情等により協議が成立しない場合は、教育委員会は次順位者と協議を行います。

（8）指定管理者の指定について

指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。

同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承下さい。

なお、指定管理者と指定された法人等が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人等の責めに帰すべき事由により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として指定された法人等が賠償するものとします。

（9）次順位者の取扱いについて

何らかの事由により、指定管理者の指定が取り消される場合、教育委員会は指定管理者選定時に次順位者となった法人等を次期指定管理者候補者として協議を開始します。協議が整った場合、市議会へ指定の議案を提出します。この場合の指定期間は、指定管理者として指定される日から令和11年3月31日までとします。

12 指定管理者との協定の締結

教育委員会は、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集

要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項（事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容）をもとに作成するものとします。ただし、教育委員会は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができるものとします。

指定期間開始時に指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

この場合、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定（以下「協定等」という）の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに、後述「13 指定の取消し等」に掲げる事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

13 指定の取消し等

下記の場合等にあっては、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「14 業務の引継ぎ（3）指定終了時の引き継ぎについて」のとおり、十分な引き継ぎをするものとします。

（1）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合

指定管理者が、教育委員会の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

（2）指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により本施設の管理運営の継続が困難となった場合、教育委員会と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難であると教育委員会が認める場合は、教育委員会は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも6か月前までには開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、教育委員会又は教育委員会の指定する者に対し、教育委員会の指定する方法により行わなければなりません。

（3）不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由による場合は、事業の継続について教育委員会と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負いません。

14 業務の引き継ぎ

(1) 指定開始前の引き継ぎについて

指定期間開始前の令和8年1月から3月までの間に、指定を受けた本施設の現指定管理者から業務に関する引き継ぎを受けるものとします。

引き継ぎにあたっては、現指定管理者と十分に協議を行い、引き継ぎ計画書を作成し、教育委員会に提出して下さい。また、現在、勤務している職員から継続雇用の希望があつた場合には、継続雇用について検討するよう配慮して下さい。

なお、引き継ぎは令和8年4月から業務を行うこととなる職員に対し、現地にて実施し、その実施時期は令和8年1月からを予定しております。実施にあたっては、教育委員会と協議のうえ行うものとします。

また、令和8年2月中に、利用者に対する説明会を実施する予定です。当該説明会には必ず業務の責任者候補（統括責任者又は館長予定者）が出席してください。

(2) 指定開始時の引き継ぎについて

令和8年4月1日以前に行われた、令和8年4月1日以降の利用の申し込みや、各種事業の決定等の処分、手続きその他の行為は、教育委員会及び旧指定管理者から引き継ぐものとします。

(3) 指定終了時の引き継ぎについて

指定期間が終了するとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者及び教育委員会に引き継ぎを行うものとします。業務の引き継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引き継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者及び教育委員会と十分な事務引継ぎを行うこととします。

(4) 引き継ぎに要する費用について

業務引き継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者に選定された法人等の負担とします。

15 問合せ先及び申請書類提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課 庶務施設係（市役所本庁舎7階）

電 話 047-436-2910

F A X 047-436-2908

電子メール supotsu@city.funabashi.lg.jp

施設概要

船橋市総合体育馆



【施設概要】

船橋市総合体育館は、スポーツ・文化を通じて心身の健全な発達と市民の連帯意識を醸成していく趣旨のもとに建設された。

名 称	船橋市総合体育館
開 館	平成6年1月13日
所 在 地	船橋市習志野台7丁目5番1号
ア クセス	東葉高速鉄道「船橋日大前駅」より徒歩8分 京成松戸線・東葉高速鉄道「北習志野駅」より徒歩20分 「北習志野駅」から京成バス「高根公団駅」「古和釜十字路」「セコメディック病院」「小室駅」「鎌ヶ谷大仏」行きのいずれかに乗車、「東警察署前」下車徒歩約5分
敷地面積	31,777 m ² (他に2,867 m ² の借地有り)
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）地上3階、地下1階
延床面積	20,031.45 m ²

(m²)

内 訳

	第 1 棟 (メインアリーナ棟)	第 2 棟 (サブアリーナ棟)
3 階	756.03	157.32
2 階	3,135.52	2,219.96
1 階	5,505.70	4,963.58
地下1階	682.96	2,610.38
計	10,080.21	9,951.24



※写真と現状が異なる場合は、現状を優先します。

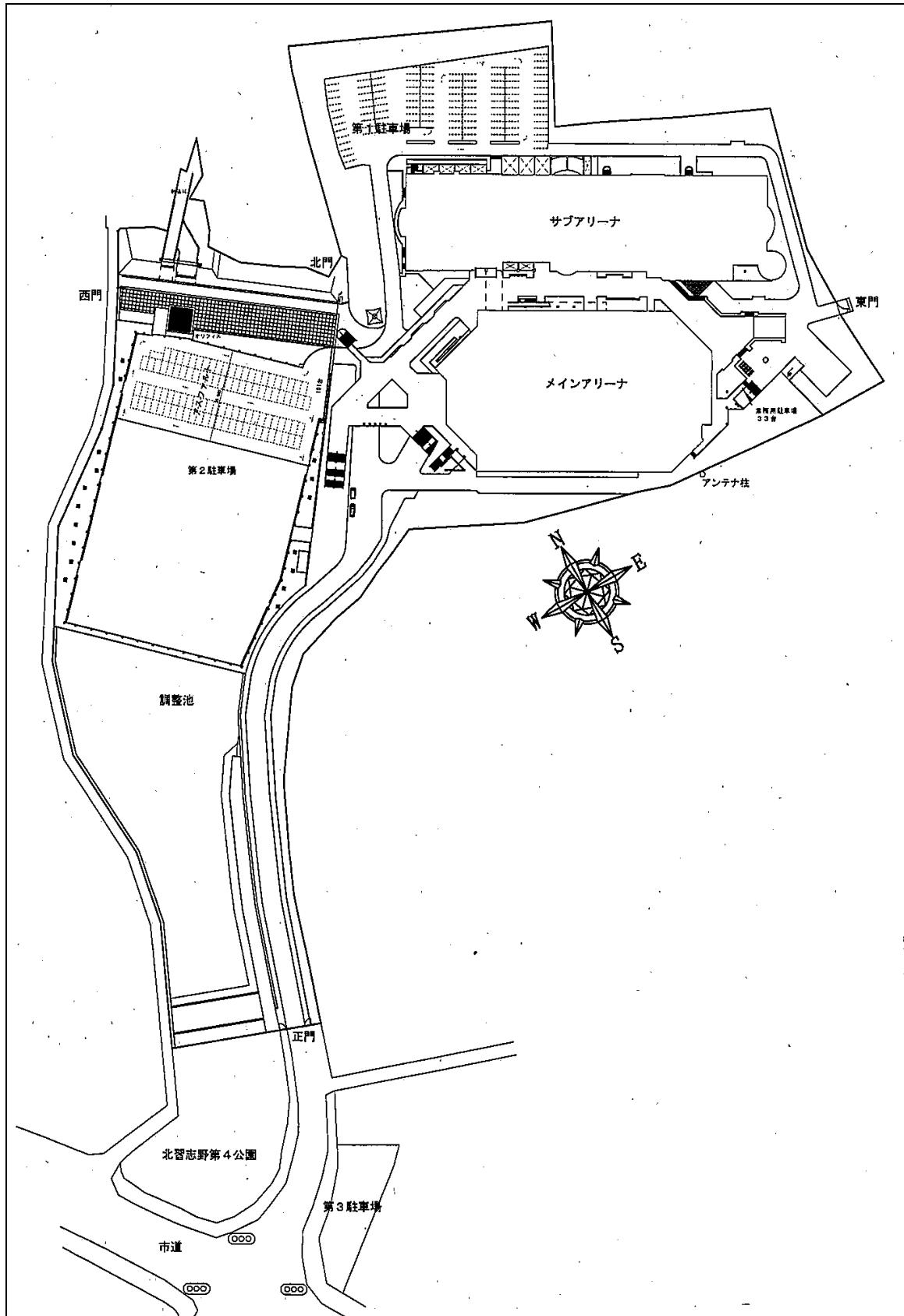
【利用時間】 9：00～21：00

【休 館 日】 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。

【事業の内容】 船橋市総合体育館の施設及び附属施設の賃借
スポーツ主催事業の開催

【案内図】



【施設詳細】

(第 1 棟)

1. メインアリーナ

観覧席4, 240席、バスケットボールコート又はバレーボールコートにして3面、バドミントンコートで12面、卓球台30台を配置できる広さを持つ本格的なスポーツ・レクリエーション施設。

演出をより豊かにする音響、映像設備はもとより、選手や関係者のための気配りとして、シャワー室や控室など充実した設備がある。



面 積 2, 357. 94m²
39m×60. 46m
有効室内高 15m
観 覧 席 1階可動席 1, 526席
2階固定席 2, 650席
特 別 席 64席
計 4, 240席
パイプ椅子利用の場合は最大5, 000席可能

そ の 他 大型映像装置2面



2. その他設備

		外		地下1階		1階		2階	
		男	女	男	女	男	女	男	女
大便器	和式					1	1	1	1
	洋式	2	4	3	6	7	25	4	21
小便器		3		5		22		20	
身障者トイレ				1		1		1	
その他トイレ						1			

		地下1階	
		男	女
温水シャワー		7	7
身障者更衣室シャワー		1	
ロッカー	120	144	
身障者更衣室ロッカー		3	

○役員・来賓室 ○選手控室 ○舞台照明設備 ○大型映像装置
○音響設備 ○放送設備 ○吊物設備 等

(第 2 棟)

1. サブアリーナ

観覧席 286席、バスケットボールコートで1面、バレー ボールコートで2面、バドミントンコートで4面、卓球台16台を配置できる広さを持つ。

第2棟には、貴重なスポーツ情報資源を集めたスポーツ資料展示室や、会議室及び和室を設けている。またスポーツで汗をかいたあとは、浴室とサウナでくつろぐことができる。

年間を通して利用できる屋内温水プール、すべてのトレーニングに対応させたトレーニング室とジャズダンスやエアロビクスに最適なリズムエクササイズ室などの設備がある。これらに加えて和・洋兼用の弓道場や卓球室、様々な用途で利用できる多目的室などがある。

面 積	839.12 m ²
	24.50m × 34.25m
有効室内高	12.5m
観 覧 席	286席
そ の 他	幼児体育室として67.02 m ² あり



(幼児体育室)



2. 屋内温水プール

水深は1. 1～1. 3m、室温約33℃
水温31℃に設定可能で高齢者や身障者の方でも入水が容易に出来るようスロープが設置されている。
幼児用プール（直径6m、水深60cm）も併設されている。

面 積 868.94m²
大きさ 25m×6コース
2階観客席 66席



(入退場ゲート)



3. 多目的室

パーテーションで1／2にして利用も可能で主な利用は、剣道、柔道をはじめとする各種武道やジャズ体操等ダンス系の利用が多い。

面 積 519.87m²
観 覧 席 約80席



4. 卓球室

卓球専用施設で、常時6台設置が可能な施設

面 積 218.43m²



5. 弓道場

弓道、アーチェリーが可能な施設

面 積 127.13 m²

仕 様 5人立ち：近的28m、遠的60m

そ の 他 可動的場装置にて遠的60m



6. トレーニング室

面 積 453.77 m²

トレーニング機器

有酸素系：32台

筋持久力系：38台

フリーウェイト一式

※トレーニング機器について、市が貸与するのは備品一覧に記載されているものとなります。



7. リズムエクササイズ室

面 積 181.09 m²

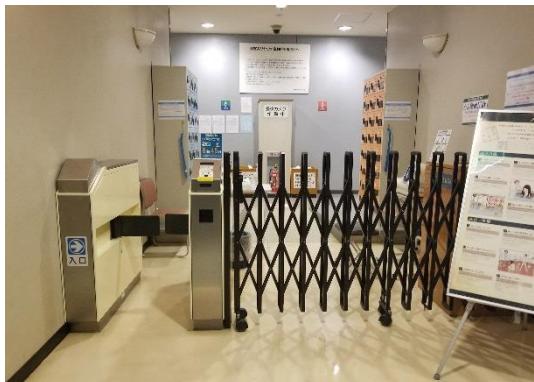


8. 浴室（サウナ含む）

サウナ室を備えており、男女それぞれ24名の定員となっている。

面 積 183.12 m²

(入退場ゲート)



9. 小会議室

面 積 50.82 m²
定 員 36名



10. 大会議室

パーテーションで1／3にして利用も可能な施設

面 積 157.03 m²
定 員 108名



1 1. 和室

面 積 33.57 m²
(内、畳部分 16畳)
有効室内高 2.70 m



1 2. 吉沢野球博物館資料展示室

吉澤野球博物館より譲り受けた資料の内、日本野球史を紹介する約 100 点を展示している。
(資料については教育委員会生涯学習部文化課が管理)

面 積 65.33 m²



1 3. スポーツ資料展示室

船橋市ゆかりのアスリート、船橋市体育協会、船橋市立船橋高等学校、クボタスピアーズ、千葉ジェッツに関する資料を展示している。

(資料については教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課が管理)

面 積 55.65 m² (オアシス横)



1 4. その他

(無料休憩室 オアシス)



(第1駐車場)



(第2駐車場)



(第3駐車場)



第1駐車場 93台

第2駐車場 340台

第3駐車場 (臨時) 36台 (習志野台6丁目3番1号)



多目的運動広場（第2駐車場内） $5,664\text{m}^2$ →
無料の貸出し施設、主にグラウンドゴルフで利用。

体育館の開館日に準じ、利用の時間は

午前9時～午後5時まで2時間単位

15. その他設備

		地下1階		1階		2階	
		男	女	男	女	男	女
大便器	和式			2	3		
	洋式	2	4	7	13	5	8
小便器		6		14		7	
身障者トイレ		1		2		1	
その他トイレ				2			

		地下1階		1階		2階	
		男	女	男	女	男	女
シャワー		2	2	16	16	2	2
身障者更衣室シャワー				1			
ロッカー		36	36	234	354	36	42
身障者更衣室ロッカー				2			

受水槽置場

ドライエリア
受水槽置場

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

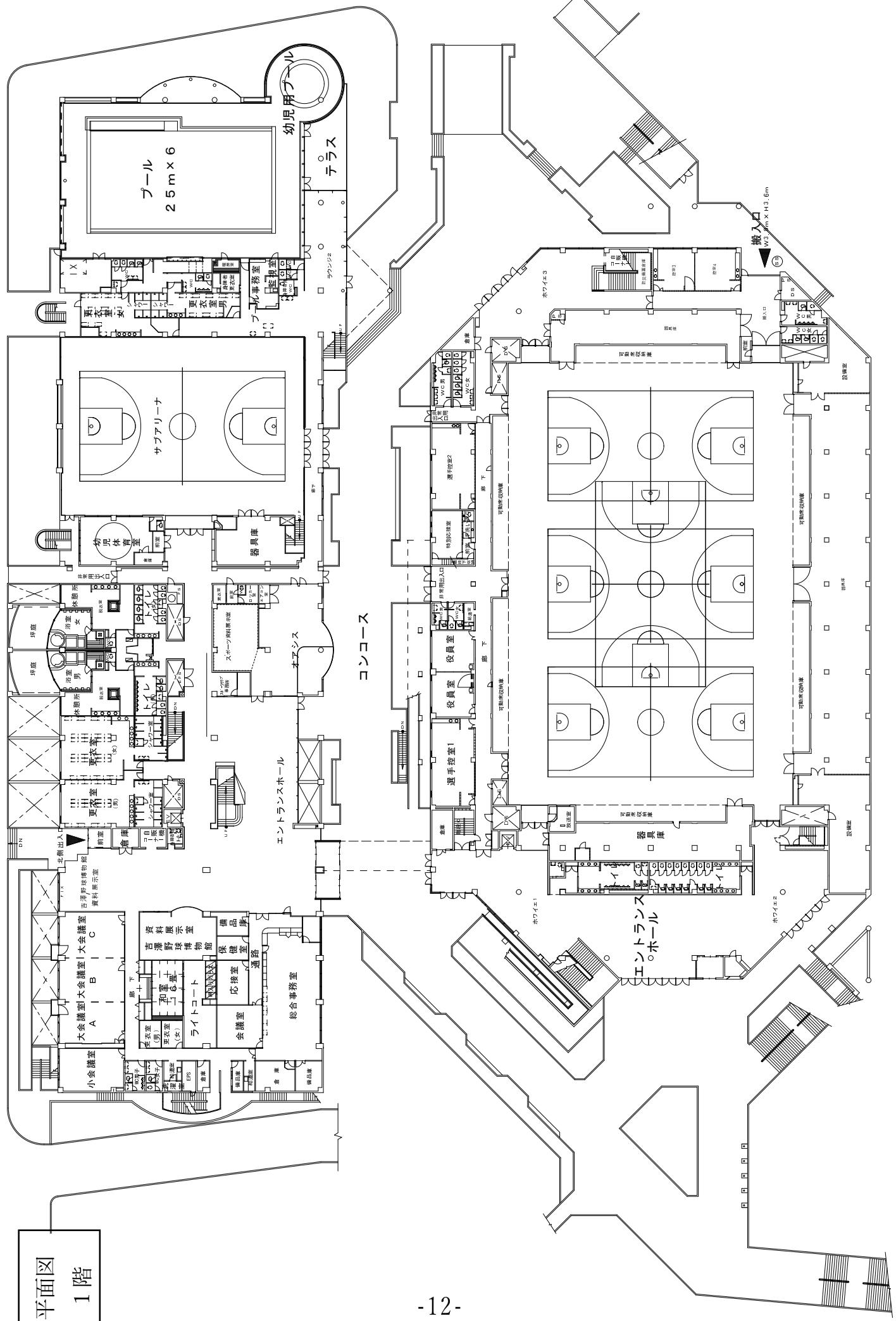
293

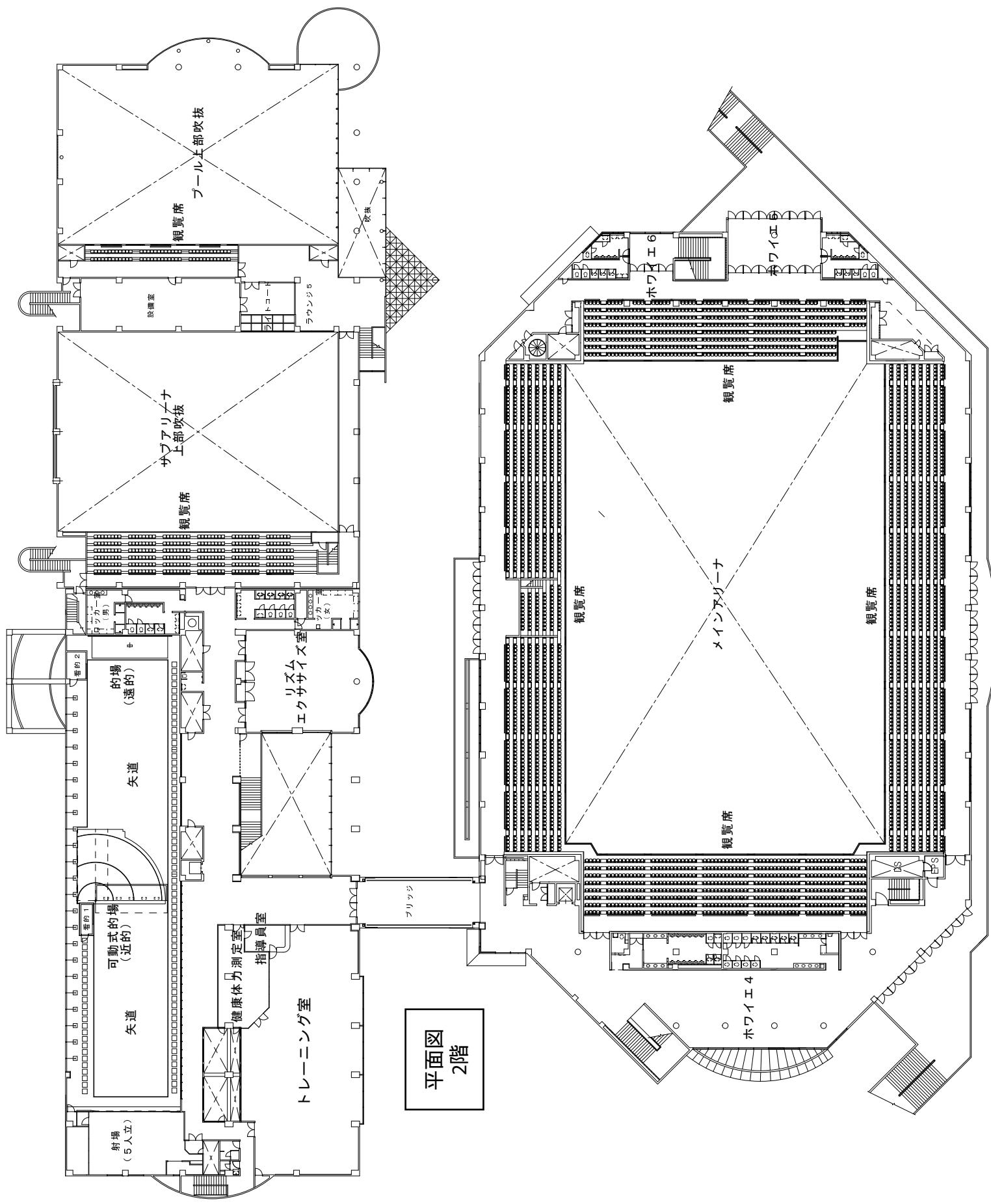
294

295

296

297</p





施設概要

船橋市武道センター



【施設概要】

船橋市武道センターは、日本古来の伝統的なスポーツである相撲、柔道、剣道、なぎなた、空手など武道の修練の場として、心・技・体を鍛える健全な環境を創るという趣旨のもとに建設された。

名 称	船橋市武道センター
開 館	昭和62年6月2日
所 在 地	船橋市市場1丁目3番1号
ア クセス	JR「船橋駅」より徒歩15分
敷地面積	1,907.45 m ²
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造） 地上3階（一部4階）
延床面積	2,483.58 m ²



※写真と現状が異なる場合は、現状を優先します。

(m²)

内 訳

	広さ	施 設
4 階	93.53	機械室
3 階	818.76	第2武道場、更衣室
2 階	815.16	第1武道場、更衣室
1 階	756.13	事務室、相撲場、会議室
計	2,483.58	
駐車場	5台	

【利用時間】 9：00～21：00

【休館日】 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。

【事業の内容】 船橋市武道センターの施設及び附属施設の賃借
スポーツ主催事業の開催

【その他留意事項】 令和7年度は改修工事中のため、写真や図面は工事前のものです。主な改修内容は下記のとおりです。

- ・3階吊天井改修工事 ・外壁、屋根改修工事 ・電気関係設備改修工事
- ・給排水設備改修工事（多目的トイレ設置含む） ・受水槽改修工事
- ・消防用設備改修工事 ・内装工事（床、壁、天井）
- ・外構工事（門撤去、駐車場増台）
- ・（新規）空調設備設置工事 ・（新規）エレベーター設置工事

1. 相撲場

面 積 180.93 m²
(土俵は直径4.55m、師範席20畳含む)
(師範席)



2. 第一武道場（柔道場）

柔道・合気道・空手・体操などが可能。
公式試合用2面（1面50畳）

面 積 513.8 m²
(232畳)



3. 第二武道場（剣道場）

剣道・なぎなた・空手・居合など各種武道の他、エアロビクス・体操・太極拳など可能。
公式試合用2面（1面10m×10m）

面 積 513.8 m²



4. 第一会議室・第二会議室

第一・第二会議室はパーテーションで仕切られており、
繋げての利用も可能。

面 積 44.72 m² (定員30名)
29.48 m² (定員20名)



5. 第三会議室（和室）

面 積 24.08 m²
(12畳 定員15名)



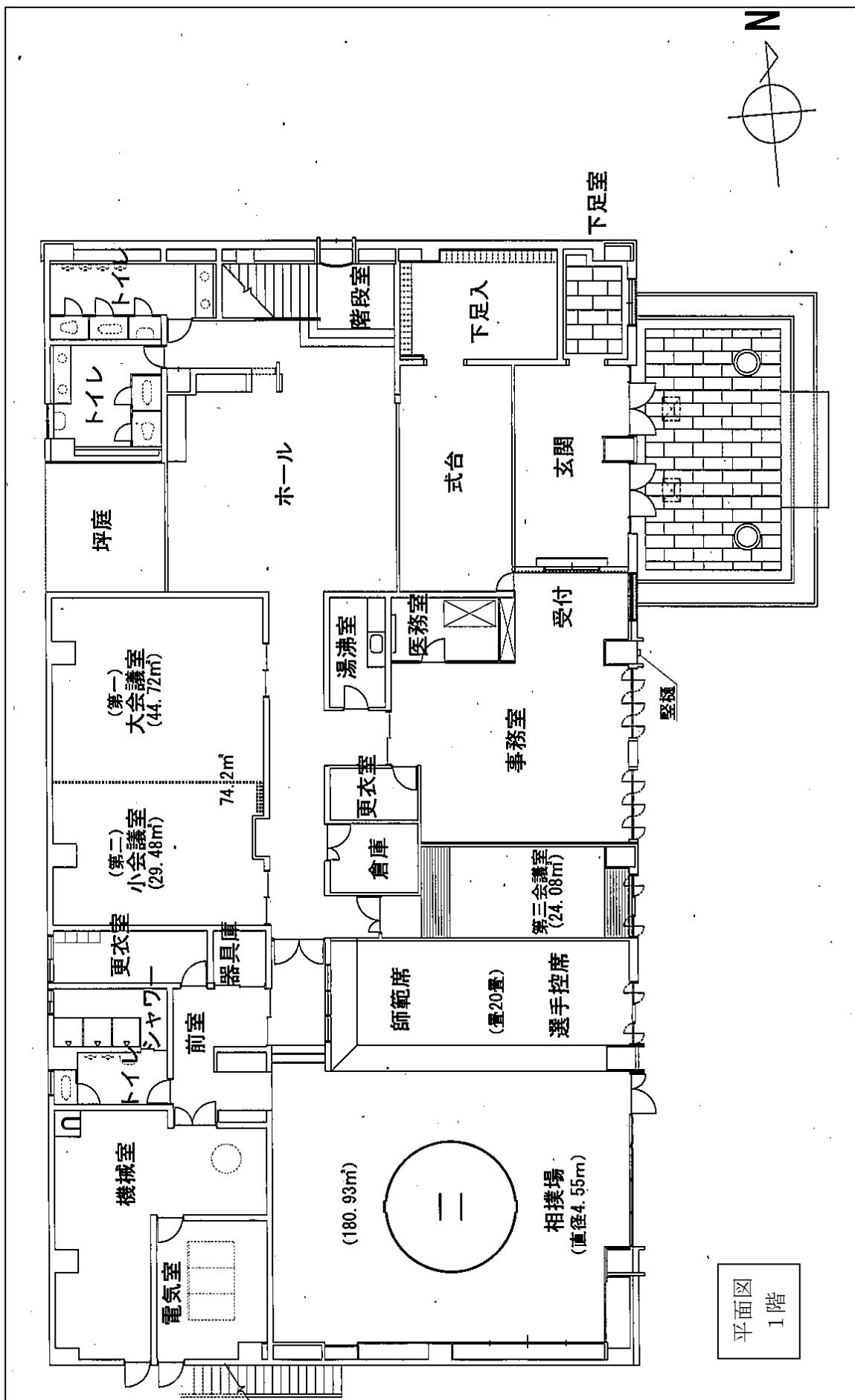
6. 休憩室

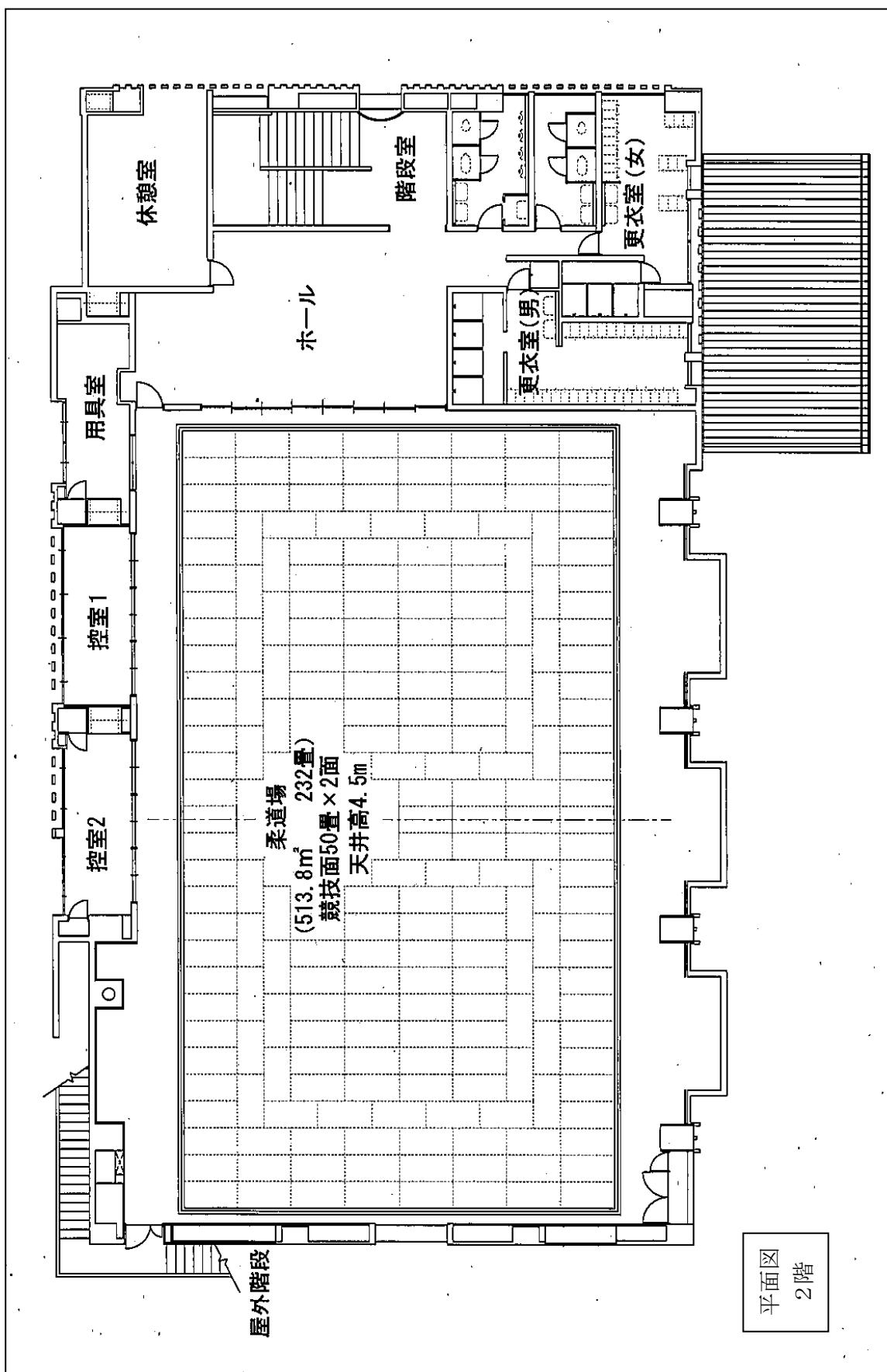


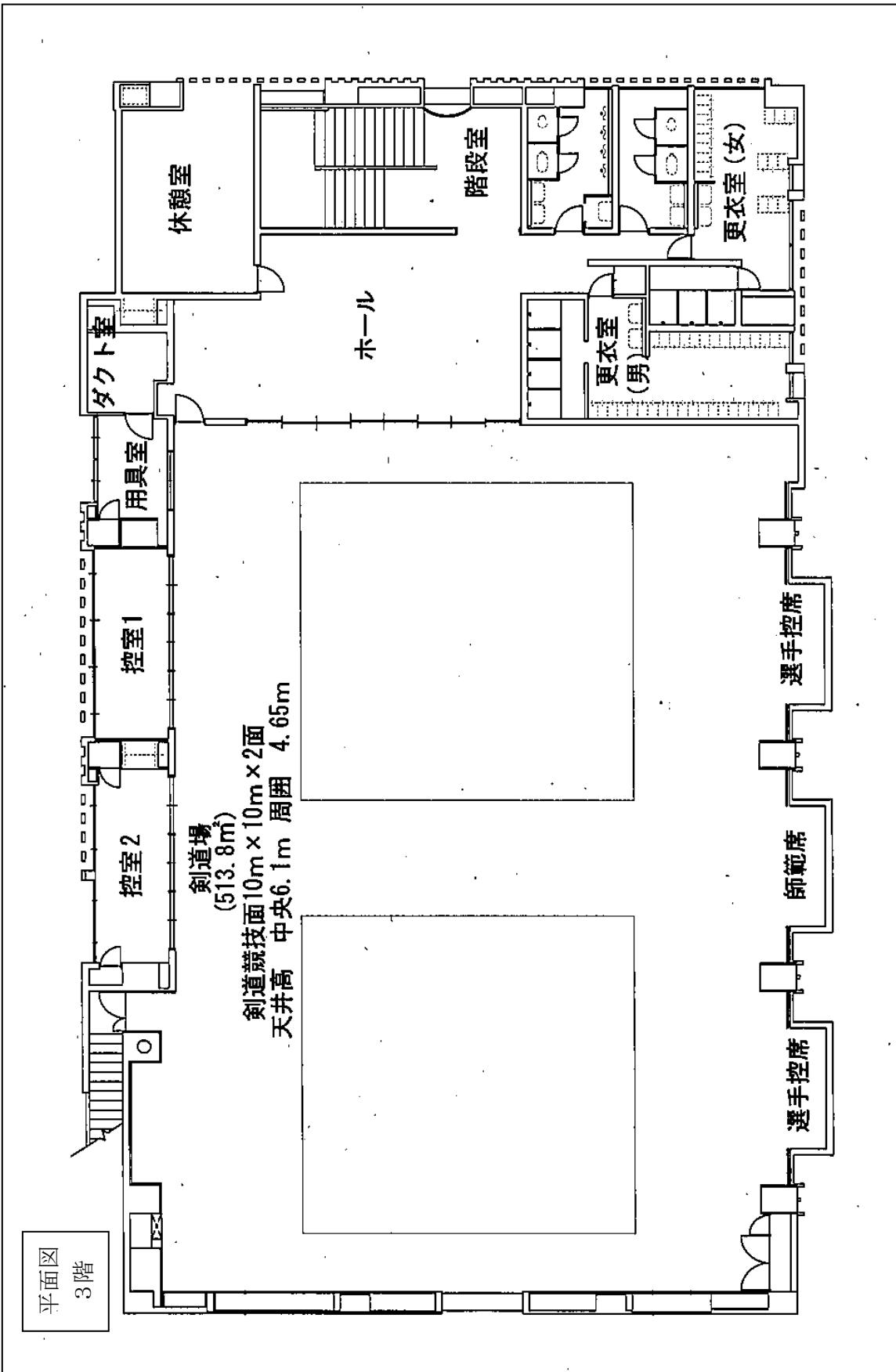
7. その他設備

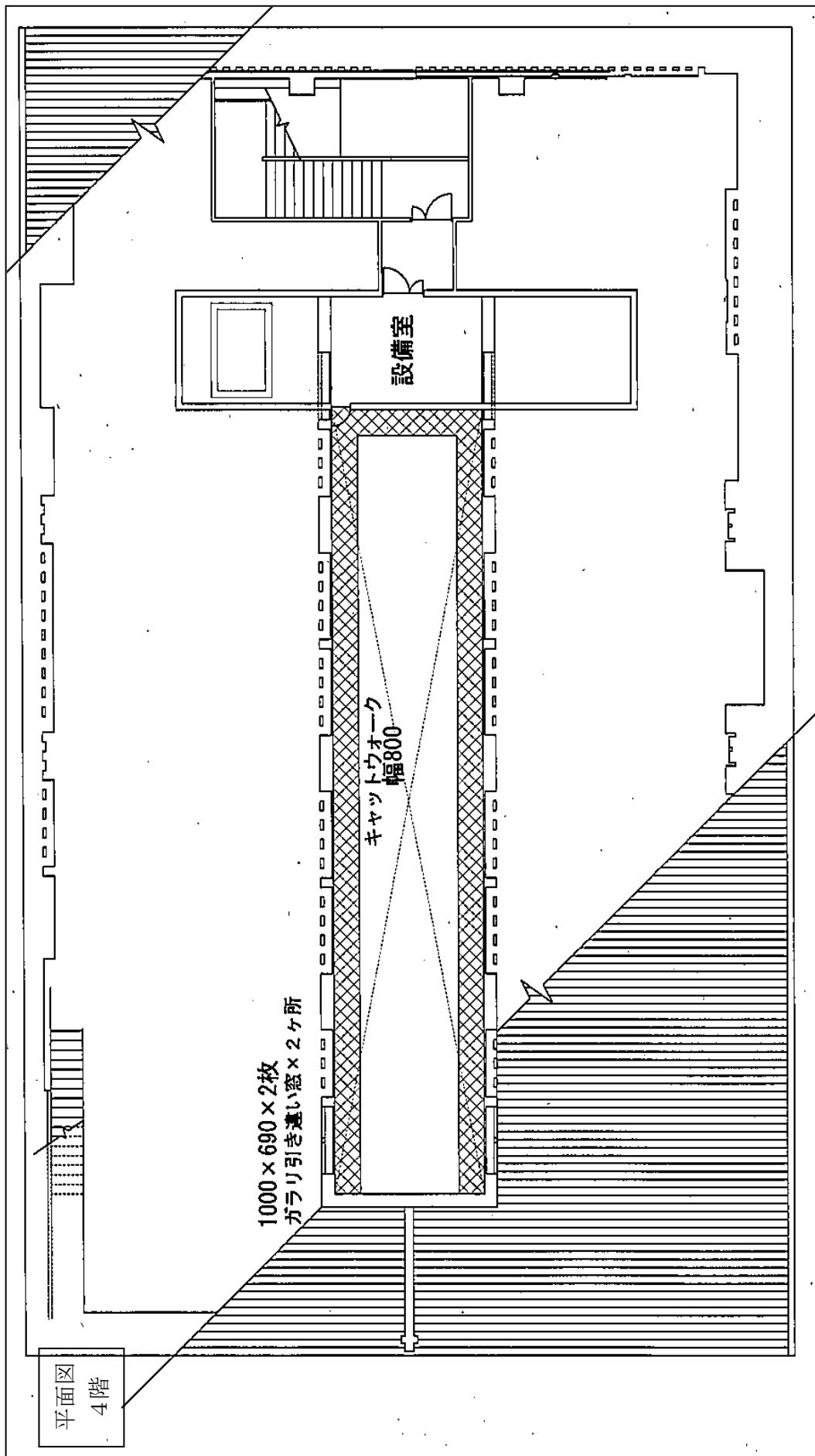
		1階		2階		3階	
		男	女	男	女	男	女
大便器	和式	2	1	2	1	2	1
	洋式	1	1	1	1	1	1
小便器		6		3		3	

		1階		2階		3階	
		男	女	男	女	男	女
シャワー		3		4	3	4	3
ロッカー		30		40	20	40	20

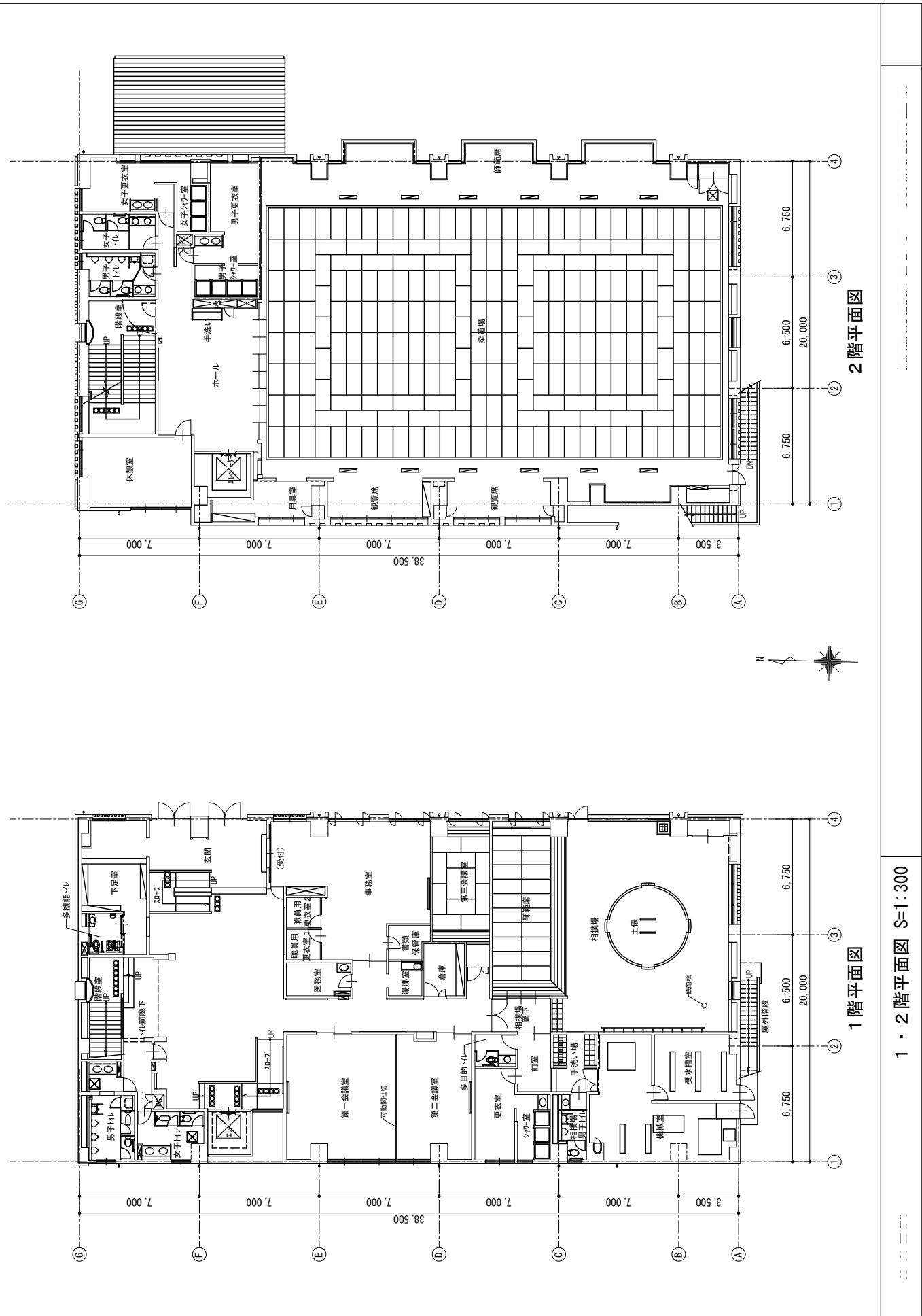




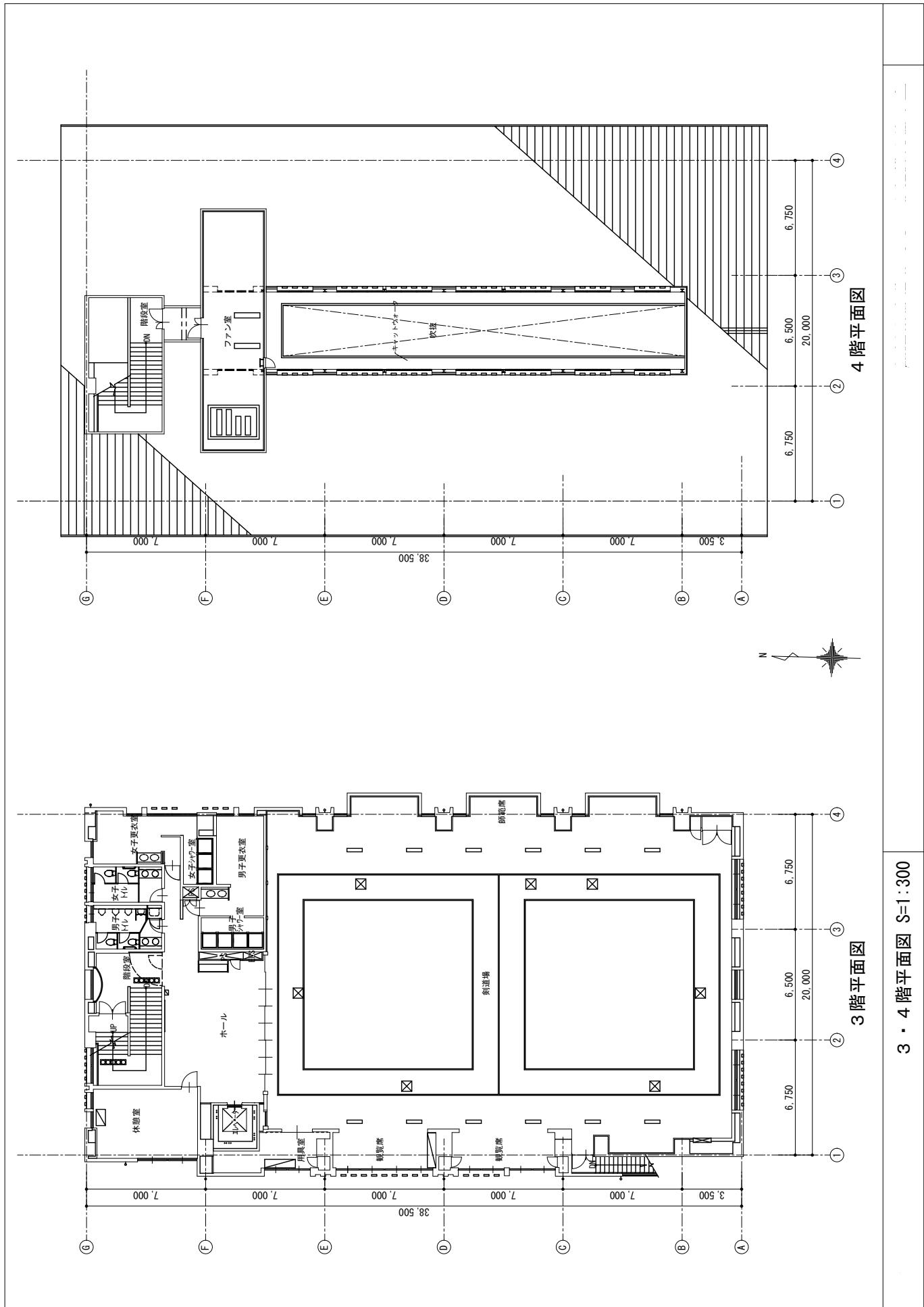




改修工事完了後平面図



改修工事完了後平面図



利用状況

○利用件数・利用者人数

【船橋市総合体育館】

・メインアリーナ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	338	228	249	212	160	11	261	283	257	328	296	266	2,889
	利用者人数	11,813	15,365	8,741	6,365	2,520	2,728	12,470	13,151	15,041	14,444	5,404	17,918	125,960
R4	専用利用件数	366	341	295	232	158	181	224	195	185	232	244	249	2,902
	利用者人数	22,211	24,779	10,630	12,608	17,377	11,973	32,076	23,634	40,943	24,055	19,744	20,587	260,617
R5	専用利用件数	245	224	194	207	147	216	213	282	233	166	195	172	2,494
	利用者人数	31,665	33,997	15,491	10,258	12,722	16,675	37,010	25,834	32,960	32,527	26,529	26,739	302,407

・サブアリーナ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	183	190	181	176	120	10	171	167	158	183	178	218	1,935
	利用者人数	3,334	3,342	3,920	2,491	1,552	1,440	2,977	2,610	4,528	2,343	1,863	3,604	34,004
R4	専用利用件数	29	30	196	134	140	175	179	196	189	183	168	200	1,819
	利用者人数	4,450	3,131	2,937	2,840	3,959	3,650	4,013	3,252	2,827	2,236	3,425	3,444	40,164
R5	専用利用件数	193	170	125	130	135	165	170	174	150	152	148	191	1,903
	利用者人数	3,471	2,533	3,977	3,574	5,895	3,025	3,715	3,572	3,132	2,560	2,548	3,106	41,108

・屋内温水プール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	利用者人数	3,908	4,780	5,144	5,775	6,085	0	4,800	4,154	3,275	4,046	4,088	3,293	49,348
	うち月極・回数券利用	1,698	2,201	2,196	1,652	1,765	0	2,394	1,939	1,733	1,960	1,752	1,352	20,642
	うち障害者の利用	460	541	577	519	474	0	588	508	452	467	458	381	5,425
R4	利用者人数	5,240	7,046	7,480	9,942	8,341	7,007	5,809	5,401	2,601	4,470	4,588	5,265	73,190
	うち月極・回数券利用	2,259	2,646	2,899	2,983	2,696	2,849	2,175	2,552	1,362	2,283	1,684	2,461	28,849
	うち障害者の利用	575	1,105	645	735	731	657	637	624	339	570	537	564	7,719
R5	利用者人数	5,636	6,078	7,221	10,897	9,724	7,688	5,975	5,700	4,302	5,253	5,292	6,054	79,820
	うち月極・回数券利用	1,795	1,842	2,692	2,374	3,098	3,181	2,897	2,861	2,030	2,636	2,588	2,846	30,840
	うち障害者の利用	613	678	773	911	786	703	685	702	559	600	549	610	8,169

・多目的室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	208	218	200	215	200	0	194	183	185	200	190	227	2,220
	利用者人数	3,999	2,703	2,956	3,168	2,676	0	3,511	3,399	2,925	3,089	2,677	3,637	34,740
R4	専用利用件数	212	221	210	223	193	206	195	196	195	181	164	220	2,416
	利用者人数	3,673	4,215	3,569	4,206	3,291	3,485	3,810	3,767	3,407	3,347	3,092	4,411	44,273
R5	専用利用件数	220	227	191	203	201	209	208	196	187	182	181	217	2,422
	利用者人数	3,724	3,224	3,367	3,715	3,921	3,961	3,768	3,530	3,232	3,113	4,082	4,222	43,859

・卓球室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	利用者人数	632	640	630	762	852	0	595	670	657	748	637	961	7,784
うち月極・回数券利用	52	139	16	142	113	0	133	167	144	143	98	176	1,323	
うち障害者の利用	20	10	231	12	19	0	10	19	18</					

・トレーニング室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	利用者人数	3,184	3,973	3,914	4,177	4,035	0	4,007	4,364	3,740	3,844	3,983	4,091	43,312
	うち月極・回数券利用	2,332	2,886	2,884	3,117	2,979	0	3,026	3,226	2,767	2,897	2,834	2,988	31,936
	うち障害者の利用	285	364	352	354	321	0	394	484	424	238	359	393	3,968
R4	利用者人数	4,483	5,078	4,801	5,166	5,010	5,180	5,147	5,001	4,173	5,265	5,339	5,540	60,183
	うち月極・回数券利用	3,296	3,579	3,493	3,709	3,629	3,807	3,783	3,689	3,110	3,859	3,937	4,125	44,016
	うち障害者の利用	461	628	481	546	520	506	558	536	424	502	484	524	6,170
R5	利用者人数	5,554	5,758	5,834	6,428	6,388	5,930	5,761	5,753	5,299	5,913	6,084	6,696	71,398
	うち月極・回数券利用	4,100	4,143	4,239	4,552	4,539	4,298	4,182	4,096	3,775	4,285	4,404	4,799	51,412
	うち障害者の利用	510	537	557	625	589	591	581	555	473	523	499	451	6,491

・リズムエクササイズ室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	64	66	65	71	69	0	69	64	68	70	66	73	745
	利用者人数	178	196	218	301	201	0	297	228	367	305	238	225	2,754
	うち月極・回数券利用	63	73	61	74	73	68	76	68	68	69	71	70	834
R4	専用利用件数	218	347	277	323	254	315	402	296	375	396	423	322	3,948
	利用者人数	75	68	74	73	77	78	74	70	66	69	70	75	869
	うち月極・回数券利用	399	344	403	409	396	463	362	401	326	461	449	391	4,804
R5	専用利用件数	1,223	1,410	1,356	1,437	1,263	0	1,462	1,740	1,682	1,791	1,731	1,664	16,759
	うち月極・回数券利用	42	60	65	58	50	0	68	98	100	124	121	125	911
	うち障害者の利用	926	1,046	1,051	1,102	1,007	0	1,170	1,265	1,236	1,340	1,257	1,233	12,633

・浴室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	利用者人数	1,885	1,988	1,769	1,873	1,810	1,754	2,028	1,853	1,912	2,187	2,167	2,338	23,564
	うち月極・回数券利用	123	108	128	147	127	140	172	210	188	206	235	242	2,026
	うち障害者の利用	1,342	1,318	1,194	1,258	1,254	1,175	1,367	1,260	1,105	1,311	1,327	1,367	15,278
R4	利用者人数	2,179	2,204	2,158	2,067	2,023	1,937	2,261	2,256	2,187	2,326	2,244	2,450	26,292
	うち月極・回数券利用	212	232	213	187	187	188	236	228	242	264	267	284	2,740
	うち障害者の利用	1,324	1,327	1,302	1,267	1,177	1,119	1,329	1,388	1,274	1,307	1,242	1,365	15,421
R5	利用者人数	70	59	69	56	45	0	72	77	70	66	73	77	734
	うち月極・回数券利用	451	445	490	443	267	0	344	692	463	654	660	570	5,479
	うち障害者の利用	29	30	69	73	78	77	97	68	92	75	93	102	883

・小会議室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	1,223	1,410	1,356	1,437	1,263	0	1,462	1,740	1,682	1,791	1,731	1,664	16,759
	利用者人数	42	60	65	58	50	0	68	98	100	124	121	125	911
	うち月極・回数券利用	926	1,046	1,051	1,102	1,007	0	1,170	1,265	1,236	1,340	1,257	1,233	12,633
R4	専用利用件数	1,885	1,988	1,769	1,873	1,810	1,754	2,028	1,853	1,912	2,187	2,167	2,338	23,564
	利用者人数	123	108	128	147	127	140	172	210	188	206	235	242	2,026
	うち月極・回数券利用	1,342	1,318	1,194	1,258	1,254	1,175	1,367	1,260	1,105	1,311	1,327	1,367	15,278
R5	専用利用件数	2,179	2,204	2,158	2,067	2,023	1,937	2,261	2,256	2,187	2,326	2,244	2,450	26,292
	利用者人数	212	232	213	187	187	188	236	228	242	264	267	284	2,740
	うち月極・回数券利用	1,324	1,327	1,302	1,267	1,177	1,119	1,329	1,388	1,274	1,307	1,242	1,365	15,421

・大会議室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	88	69	80	85	57	0	84	103	85	88	78	96	913
	利用者人数	1,830	755	828	1,118	784	0	999	1,248	1,089	94			

【船橋市武道センター】

・相撲場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	29	16	15	16	11	0	25	19	17	17	15	17	197
	専用利用者人数	241	238	234	326	163	0	260	209	194	217	187	213	2,482
	個人利用者人数	10	0	0	0	0	0	45	35	41	25	15	36	207
R4	専用利用件数	25	22	18	26	23	17	21	23	22	22	27	18	264
	専用利用者人数	301	201	252	262	204	171	251	221	193	224	162	199	2,641
	個人利用者人数	42	36	38	40	44	35	51	47	27	23	26	29	438
R5	専用利用件数	30	22	27	24	22	18	18	15	15	15	13	23	242
	専用利用者人数	286	201	272	181	139	204	222	203	186	177	143	208	2,422
	個人利用者人数	36	28	16	33	32	30	25	37	33	25	22	42	359

・第一武道場（柔道場）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	107	72	69	77	50	0	111	114	109	113	113	133	1,068
	専用利用者人数	1,999	1,481	1,448	2,481	973	0	2,298	2,251	2,071	2,653	2,221	2,790	22,666
	個人利用者人数	66	0	0	0	0	0	99	71	84	72	86	63	541
R4	専用利用件数	126	134	112	115	125	125	128	113	102	120	140	131	1,471
	専用利用者人数	2,985	3,162	2,647	2,323	2,801	2,842	2,800	2,456	2,192	2,676	2,898	3,053	32,835
	個人利用者人数	57	77	71	59	60	68	91	71	86	68	57	93	858
R5	専用利用件数	129	124	113	123	125	127	130	120	93	115	124	126	1,449
	専用利用者人数	3,016	2,373	2,777	2,806	3,340	3,408	3,316	2,648	2,096	2,688	3,340	3,502	35,310
	個人利用者人数	57	110	88	95	92	63	57	71	71	51	74	86	915

・第二武道場(剣道場)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	139	85	94	98	39	0	125	125	119	121	130	134	1,209
	専用利用者人数	1,552	1,168	1,119	2,080	570	0	1,720	1,655	1,643	1,737	1,625	1,955	16,824
	個人利用者人数	56	0	0	0	0	0	144	144	123	130	111	189	897
R4	専用利用件数	153	129	130	131	136	151	147	163	141	137	153	156	1,727
	専用利用者人数	1,941	1,664	1,886	1,679	1,512	2,004	2,307	2,177	1,956	1,782	2,010	2,267	23,185
	個人利用者人数	154	169	186	181	286	193	244	154	125	151	192	196	2,231
R5	専用利用件数	163	150	148	145	126	132	140	147	131	130	151	137	1,700
	専用利用者人数	2,080	2,070	2,261	1,755	1,659	2,085	2,031	2,396	1,717	1,807	2,047	2,205	24,113
	個人利用者人数	188	185	172	171	212	147	196	157	105	134	139	170	1,976

・第一会議室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	107	69	74	72	53	0	89	83	78	75	69	83	852
	専用利用者人数	366	337	328	382	202	0	373	344	354	363	337	382	3,768
	個人利用者人数	76	76	79	84	81	89	87	83	85	78	79	93	990
R4	専用利用件数	628	642	596	659	722	643	628	578	595	528	529	799	7,547
	専用利用者人数	78	75	83	80	78	93	85	77	77	81	81	83	971
	個人利用者人数	507	364	545	566	547	499	498	478	488	427	474	494	5,887
R5	専用利用件数	95	61	63	67	50	0	77	73	71	71	68	84	780
	専用利用者人数	278	271	245	312	190	0	295	265	281	263	259	349	3,008
	個人利用者人数	75	69	71	78	73	76	73	75	71	69	73	82	885

・第二会議室

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	278	271	245	312	190	0	295	265	281	263	259	349	3,008
	専用利用者人数	601	553	531	605	530	471	487	467	435	418	448	587	6,133
	個人利用者人数	90	73	79	86	85	97	83	81	83	82	93	87	1,019
R4	専用利用件数	440	330	403	413	351	397	347	383	343	272	331	300	4,310
	専用利用者人数	95	61	63	67	50	0	77	73	71	71</			

・第三会議室(和室)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	専用利用件数	41	26	26	28	17	0	28	29	33	28	27	26	309
	専用利用者人数	122	111	97	133	39	0	91	131	120	83	111	104	1,142
R4	専用利用件数	34	33	37	35	31	30	34	29	28	29	33	38	391
	専用利用者人数	350	345	336	343	272	221	250	219	235	222	257	359	3,409
R5	専用利用件数	36	30	39	34	32	48	42	34	32	33	35	39	434
	専用利用者人数	183	148	224	126	128	178	146	133	117	83	110	155	1,731

利用料等一覧表

本表は、令和7年4月時点の条例で規定する利用料を一覧としたものです。

令和8年4月以降指定管理者が設定する利用料は、本表に記載の利用料を上限額として決定することとなります。

なお、条例で規定する利用料について現状変更の予定はありません。

【船橋市総合体育館】

(専用利用)

施設	区分			現行料金 (2時間当たり)
メインアリーナ	アマチュアが利用する場合	入場料の類を徴収しない場合	一般	13,200
		高校生		6,600
		中学生以下		3,300
		入場料の類を徴収する場合		52,800
	その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	52,800
		入場料の類を徴収する場合	営利を目的とする場合	79,200
		入場料の類を徴収する場合		237,600
サブアリーナ	アマチュアが利用する場合	入場料の類を徴収しない場合	一般	5,280
		高校生		2,640
		中学生以下		1,320
		入場料の類を徴収する場合		21,120
	その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	21,120
		入場料の類を徴収する場合	営利を目的とする場合	31,680
		入場料の類を徴収する場合		95,040
多目的室	アマチュアが利用する場合	入場料の類を徴収しない場合	一般	4,400
		高校生		2,200
		中学生以下		1,100
		入場料の類を徴収する場合		17,600
	その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	17,600
		入場料の類を徴収する場合	営利を目的とする場合	26,400
		入場料の類を徴収する場合		79,200
弓道場	一般			3,520
	高校生			1,760
	小・中学生			880
リズムエクササイズ室	一般			3,520
	高校生			1,760
	中学生以下			880
大会議室				3,300
小会議室				1,100
和室				880
控室				1,100

※弓道場、リズムエクササイズ室、大会議室、小会議室、和室及び控室を業として利用する場合は、この表に定める額の3倍

※市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、この表に定める額の1.5倍

(個人利用)

施設	区分	単位	現行料金
メインアリーナ	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
サブアリーナ	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
多目的室	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
弓道場	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
リズムエクササイズ室	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
トレーニング室	一般	1月	7,100
		2時間	710
	高校生	1月	3,500
		2時間	350
	中学生	1月	1,700
		2時間	170
体力測定室	一般	1回	2,200
	高校生		1,100
	中学生		550
卓球室	一般	2時間	660
	高校生		330
	小・中学生		160
温水プール	一般	1月	6,000
		2時間	600
	高校生	1月	3,000
		2時間	300
	小・中学生	1月	1,500
		2時間	150
浴室	一般	1回	440
	高校生		330
	小・中学生		220

※利用を許可した時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間につき、この表に定める額の5割に相当する額

【船橋市武道センター】

(専用利用)

施設	区分	現行料金（2時間当たり）
相撲場	入場料の類 一般	2,200
	を徴収しない場合 高校生	1,100
	中学生以下	550
	入場料の類を徴収する場合	8,800
第一・第二武道場 (半面につき)	入場料の類 一般	3,520
	を徴収しない場合 高校生	1,760
	中学生以下	880
	入場料の類を徴収する場合	8,800
会議室	第一会議室	1,100
	第二会議室	660
	第三会議室	660

※市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、この表に定める額の1.5倍

※営利を目的として利用する場合は、この表に定める額の3倍

(個人利用)

区分	単位	現行料金（2時間当たり）
一般	2時間	440
高校生		220
小・中学生		110

※利用を許可した時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間につき、この表に定める額の5割に相当する額

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 業務仕様書

目 次

1	総則	- 1 -
2	業務の対象となる施設の概要	- 1 -
1	船橋市総合体育館	- 1 -
2	船橋市武道センター	- 1 -
3	管理基準	- 1 -
1	開館時間	- 1 -
2	休館日	- 1 -
3	開館日、開館時間、休館日の変更等について	- 1 -
4	本施設の利用について	- 2 -
4	施設運営に関する業務	- 2 -
1	職員の雇用に関すること	- 2 -
2	利用の許可に関すること	- 2 -
3	利用料の収受等に関すること	- 3 -
4	自主事業に関すること	- 3 -
5	その他の管理運営に関すること	- 3 -
5	維持管理に関する業務	- 3 -
1	建築物・設備の保守点検業務	- 3 -
2	その他設備の保守点検業務	- 4 -
3	環境衛生管理業務	- 4 -
4	植栽管理、樹木剪定等業務	- 4 -
5	警備業務	- 5 -
6	駐車場等管理業務（敷地内管理監視業務に含む）	- 5 -
7	修繕業務	- 5 -
8	物品管理業務	- 5 -
9	その他	- 6 -
6	サービスの提供・運営に関する業務	- 6 -
1	施設運営業務	- 6 -
2	利用者調整会議の開催	- 6 -
3	総合体育館オアシス内の活用	- 6 -
4	千葉ジェッツふなばしの利用	- 6 -
5	総合体育館トレーニング室内機器	- 6 -
6	総合体育館内温水プール券売機・入退場管理システム及び駐車場管理システム	- 6 -
7	生涯学習施設予約管理システムの登録等及び船橋市体育施設利用者カードの交付	- 6 -
8	ホームページ等の広報業務	- 6 -
9	統計業務	- 7 -
10	関係機関・団体等との連携・協力	- 7 -
11	総合体育館で実施している市民サービス等の継続（料金については現在の料金を参考に記載）	- 7 -
12	武道センターで実施している市民サービス等の継続	- 8 -
7	生涯学習施設予約管理システム管理業務	- 8 -
1	生涯学習施設予約管理システムの運用経費	- 8 -
2	生涯学習施設予約管理システムの運用	- 8 -
8	管理運営体制	- 9 -
1	職員体制、職員の基準等	- 9 -

2 文書等の管理保管	- 9 -
3 個人情報の取扱い、守秘義務、秘密保持義務及び情報公開	- 9 -
4 利用者等の要望・苦情対応	- 9 -
5 本施設の運営に関する各会議への出席	- 9 -
9 その他管理運営業務に必要な業務	- 9 -
1 事故・災害等の対応	- 9 -
2 環境への配慮	- 10 -
3 帳簿の記帳	- 10 -
4 管理口座	- 10 -
5 監査等への協力	- 10 -
6 その他	- 10 -
10 経費について	- 10 -
1 指定管理者の収入	- 10 -
2 指定管理者の支出する経費	- 11 -
3 決算報告	- 11 -
4 経理規定	- 11 -
5 立入検査について	- 11 -
11 業務報告	- 11 -
1 事業計画書等の作成及び提出	- 11 -
2 事業報告書等の作成及び提出	- 11 -
3 利用者の声の把握	- 12 -
4 その他	- 12 -
12 引き継ぎ業務	- 12 -
1 指定期間の前に行う業務	- 12 -
2 指定期間終了後の引き継ぎ業務	- 12 -
3 引き継ぎに要する費用	- 12 -
4 その他	- 12 -

1 総則

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この業務仕様書によるものとする。

この業務仕様書は、船橋市総合体育館条例（以下「総合体育館条例」という。）及び同条例施行規則、船橋市武道センター条例（以下「武道センター条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について指定管理者に要求する業務の水準を示すものである。

なお、業務を行うにあたっては、条例及び規則並びにその他関係法令の規定を順守するものとする。

2 業務の対象となる施設の概要

1 船橋市総合体育館

所在地	船橋市習志野台7丁目5番1号
開館年月	平成6年1月
敷地面積	31,777 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
施設 内容	第1棟 メインアリーナ（観覧席4,240席）、役員室、選手控室、音響・映像調整室、調光室、放送室、器具庫 等
	第2棟 サブアリーナ（観覧席286席）、温水プール（観覧席66席）、幼児体育室、多目的室、卓球室、弓道場、トレーニング室、リズムエクササイズ室、浴室、小会議室、大会議室、和室、スポーツ資料展示室 等

2 船橋市武道センター

所在地	船橋市市場1丁目3番1号
開館年月	昭和62年6月
敷地面積	1,907.45 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
施設内容	第1武道場、第2武道場、相撲場、会議室 等

※施設の詳細については、資料1「施設概要」をご確認ください。

3 管理基準

1 開館時間

午前9時から午後9時まで

2 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、原則月1回は設備保守、定期清掃等にあて、施設の適切な維持管理に努めること。

3 開館日、開館時間、休館日の変更等について

条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、教育委員会の承認を得て開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日等の変更等をすることができる。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻、休館日を規則で定めることとし

ており、規則の改正が必要となる。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要があると認めるときは、定められた様式により教育委員会の承認を得ること。

なお、開館日、開館時間及び休館日を変更する場合は、利用者に十分な期間をおいて周知するものとする。

4 本施設の利用について

本施設は地方自治法第244条に定められた公の施設であり、条例上の規定に反しない限り市民等が公の施設を利用することを拒んではならない。

また、市民等が公の施設を利用するについて不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。

4 施設運営に関する業務

1 職員の雇用に関すること

- (1) 運営業務全体及び維持管理業務全体の総括責任者を各施設に配置するとともに、総合体育館にあってはトレーニング、温水プールには部門責任者を定め、教育委員会に届けること。また、各施設における連絡系統に不備が生じないよう、勤務体制を整えること。なお、総括責任者は常勤とする。
- (2) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。なお専門的知識又は経験を必要とし、かつ自ら行うことが困難な一部の管理業務については、教育委員会の承認を得た上で、第三者に委託することができる。
- (3) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (4) 事業運営を円滑に図るため、安定的な人員体制を継続するものとし、安易な人件費の抑制のみを追求するのではなく、公共性や公共サービスを十分に認識し、適正な待遇の確保に努めること。
また、職員名簿を市に提出することとし、変更の際も届け出ること。

2 利用の許可に関すること

- (1) 以下の施設利用については、本市の運営する生涯学習施設予約管理システムによる予約者に対し利用手続きを行うこと。また、武道センターについては、予約管理システムではなく窓口での予約となる。

○総合体育館

(専用利用に限る) メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、弓道場、リズムエクササイズ室
(その他) 大会議室、小会議室、和室

- (2) 以下の施設利用については、利用料金の收受を行った時点で利用を許可したものとみなし、別途の利用手続きは原則として不要とする。

○総合体育館

(個人利用に限る) メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、弓道場、リズムエクササイズ室
(その他) トレーニング室、体力測定室、卓球室、温水プール、浴室、駐車場

○武道センター

(個人利用に限る) 相撲場、第一武道場、第二武道場

3 利用料の収受等に関すること

- (1) 総合体育館条例及び武道センターライセンス第14条に規定する利用料を収受すること。
- (2) 総合体育館条例及び武道センターライセンス第16条に基づき利用料を減額又は免除すること。

4 自主事業に関すること

利用者の増加並びに利用者サービス及び満足度の向上を図るため、自主事業を計画し実施すること。

- (1) 業務の内容は、本施設設置の目的に適合するものとし、具体的実施内容については事業計画書にて提案し、事前に教育委員会の承諾を得ること。運営開始後に、内容の変更を行う場合も同様とする。
- (2) 指定管理者は、自主事業の実施に必要な範囲内において本施設を無償で使用できるものとする。ただし、自動販売機の設置、売店業務については目的外の使用となるため、指定管理者は行政財産の使用許可申請を行い、教育委員会の許可を得る必要がある。
- (3) 自主事業の実施に要する費用は、全額指定管理者の負担とする。また、得られる収入は全額指定管理者の収入とすることができます。

5 その他の管理運営に関すること

- (1) 施設の利用に関する利用規則を定め、教育委員会の承認を受けること。また変更した際も同様とする。
- (2) 施設内で各種スポーツに関する情報提供を行うこと。

5 維持管理に関する業務

利用者が常に安全かつ良好な環境で本施設を利用できるよう、日常的に施設の点検を行い、常に良好な状態を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるように施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

1 建築物・設備の保守点検業務

施設の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に利用できる良好な環境を提供することに配慮すること。業務に当たっては、法令等に基づき、安全に注意するとともに環境に配慮した保守管理を行うこと。また、建築基準法第12条点検調査についても、各施設行うこと。

業務名	総合体育館	武道センター
ばい煙測定業務	○	
中央管理制御装置保守点検	○	
電動式移動観覧席保守点検	○	
自動ドア保守点検	○	
多目的室パーテーション保守点検	○	
発電機設備保守点検	○	
弓道場可動的場保守点検	○	
貯湯槽保守点検	○	○
真空式温水ヒーター保守	○	
体育館設備保守点検※	○	
消防設備保守点検	○	○

受変電設備保守点検	<input type="radio"/>	
防火対象物点検	<input type="radio"/>	
大型得点盤保守点検	<input type="radio"/>	
水処理装置保守点検	<input type="radio"/>	
ろ過装置保守点検	<input type="radio"/>	
自家用電気工作物保守		<input type="radio"/>
空調設備保守点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エレベーター保守点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
建築基準法第12条点検調査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※体育館設備保守点検の対象

昇降機、中央監視装置、吊物設備、音響設備、冷温水発生機、照明設備、大型映像装置

2 その他設備の保守点検業務

各種設備が正常に機能するように保守点検を定期的に行うこと。

業務名	総合体育館	武道センター
駐車場精算機等保守点検	<input type="radio"/>	
バスケットゴール保守点検	<input type="radio"/>	
券売機等保守点検	<input type="radio"/>	
両替機紙選別機等保守点検	<input type="radio"/>	
フロアメンテナンス業務	<input type="radio"/>	
弓道場安土整備	<input type="radio"/>	

3 環境衛生管理業務

関係法令等に基づき、建物内外を衛生的に保ち、利用者に対して常に快適な環境を維持するため、必要な水質管理、清掃、測定等を行うこと。また、スポーツ資料展示室等の清掃についても、指定管理者が行うこと。

業務名	総合体育館	武道センター
塵芥処理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
受水槽清掃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
水質測定	<input type="radio"/>	
害虫駆除	<input type="radio"/>	
簡易専用水道検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自動給水装置保守点検		<input type="radio"/>
事業系一般廃棄物（可燃・資源ごみ）収集運搬業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
産業廃棄物収集運搬業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
清掃業務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4 植栽管理、樹木剪定等業務

本施設の美化・美しい景観の維持、樹木の健全育成等を目的として、必要な植栽管理、樹木管理等を行うこと。

※現在、習志野台第1調整池の上部分が第2駐車場となっているが、調整池入口が総合体育館敷地内にあるため、第2駐車場外周の植栽について総合体育館施設と一体とし管理すること。また、第

3 駐車場についても併せて除草等の対応を行うこと

業務名	総合体育館	武道センター
植栽管理	○	○

5 警備業務

本施設内の財産管理や利用者の安全確保のため、警備業務を行うこと。

なお、安全確保または管理運営に支障が出るおそれがある場合は、当該仕様書の記載の有無にかかわらず、安全確保または適切な管理運営を行うために必要な処置を講じなければならない。

業務名	総合体育館	武道センター
機械電気設備管理監視業務	○	
機械警備業務	○	○
敷地内管理監視業務	○	

6 駐車場等管理業務（敷地内管理監視業務に含む）

駐車場及び駐輪場について、利用者が快適に利用できる良好な環境を維持するため、適切な管理運営を行うこと。

駐車場については、特にイベント等開催時には多数の利用があり混雑が想定されることから、誘導員等の配置により利用者が安全に利用できる環境を整えること。

7 修繕業務

施設、設備及び本市が貸与する物品の修繕に要する経費については、1件あたり50万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあっては指定管理者の負担とする。1件とは、合理的な理由による修繕単位とする。修繕実施後の施設、設備及び物品は教育委員会に帰属するものとする。

なお、1件あたり50万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用となる場合は教育委員会が修繕料を負担することがある。

8 物品管理業務

資料5「物品一覧表」に掲げる本施設の物品については、教育委員会が指定管理者に無償で貸与させるものとし、指定管理者は船橋市物品管理規則に準じて管理を行い、これを使用すること。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり3万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、教育委員会が予算の範囲内で必要に応じて購入する。また、3万円未満の物品については指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属するものとする。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ教育委員会と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することができる。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属するものとする。

ただし、指定管理者の負担において購入し、所有権が指定管理者に帰属する物品についても、教育委員会と指定管理者での協議の上、教育委員会又は教育委員会が指定するものに引き継ぐことができるものとする。

9 その他

本仕様書に規定するもののほか、維持管理に関する業務にあたって対応が必要となった場合は、誠意をもって対応すること。

6 サービスの提供・運営に関する業務

1 施設運営業務

利用者の安全を確保するとともに、満足度を高めるような運営を行うこと。

2 利用者調整会議の開催

本施設では利用者調整会議を年始に開催し、その調整結果に基づき次年度の優先予約を可能としている。指定管理者は調整会議を主催し、調整を行うこと。

3 総合体育館オアシス内の活用

船橋市総合体育館オアシス内では令和2年3月31日まで売店があり、軽食等の販売があった。指定管理者においても、旧売店スペースの有効活用を図ること。また、指定管理者の提案をもとに教育委員会と協議の上決定するものとするが、利用者の利便性を考慮した計画とすること。

なお、本業務により得られる収入は事業収入として算定すること。

4 千葉ジェッツふなばしの利用

千葉ジェッツふなばしが船橋市をホームタウンとしていることに伴い、船橋市総合体育館を会場として利用する際には、調整を図ること。また、その利用料金については総合体育館条例第14条の規定により市の承認を得て決定している。

5 総合体育館トレーニング室内機器

総合体育館トレーニング室に設置してあるトレーニング機器について、物品一覧表に記載されているもの以外は、現在指定管理者が備え付けているため、必要に応じて機器の導入を図ること。

6 総合体育館内温水プール券売機・入退場管理システム及び駐車場管理システム

総合体育館温水プール券売機・入退場管理システム及び駐車場管理システムについて、指定管理者自ら機器等を設置すること。

7 生涯学習施設予約管理システムの登録等及び船橋市体育施設利用者カードの交付

生涯学習施設予約管理システムにより体育施設を利用しようとする者より登録等について申請があった場合は、内容を審査の上、生涯学習施設予約管理システムに登録し、船橋市体育施設利用者カードの交付を行うこと。

8 ホームページ等の広報業務

ホームページ及び掲示、配布等において、広報業務を行うこと。

なお、指定管理者が行う業務の範囲内において、利用者への周知が必要であると考えられる業務については、十分な期間を設けて周知を図るものとする。

(1) ホームページ

施設の利用案内、行事案内、施設PR、駐車場の利用状況、その他利用者への有用な情報等について発信するため、ホームページを開設し、管理運営するものとする。ホームページのデザインや

掲載内容については、事前に教育委員会と協議すること。

なお、ホームページの管理運営に係る費用は指定管理者の負担とする。

(2) その他

利用方法の周知及び利用の促進等を図るため、教育委員会の了承を得て、以下の例を参考に積極的に媒体を作成し、配布を行うこと。

- ①企画行事などの広報ふなばしへの掲載
- ②施設案内リーフレットの作成・配布
- ③各事業のチラシ、イベント情報誌等の作成・配布 等

9 統計業務

利用状況等の統計資料を作成すること。

- (1) 教育委員会が指定する項目の月次統計を作成し、教育委員会へ報告すること。
- (2) その他、教育委員会から要求があった場合は速やかに対応できるよう整備しておくこと。

10 関係機関・団体等との連携・協力

指定管理者は、教育委員会及び各種関係機関との連携・協力を十分に図り、本施設運営のサービス向上に努めること。

11 総合体育館で実施している市民サービス等の継続（料金については現在の料金を参考に記載）

- (1) ポイントカード（同様のシステムを引き継ぐ必要はないが、類似の仕組みを導入すること）
(概 要)・総合体育館の全ての施設利用に対して1日1回あたり5ポイント付与
 - ・継続利用者への特典としてスクール（短期含む）、月極券、回数券、駐車場料金プリペイドカードの支払金額100円あたり1ポイント付与
 - ・有効期限は最後にポイントを加算した日から1年間

(2) 施設利用回数券

- (概 要)・回数券の回数1に対してトレーニング室、温水プール、浴室等の個人利用及びワンコインレッスン1回を利用可能
 - 一般用回数券 11回分セット···4, 400円
 - 学生用回数券 11回分セット···3, 300円
 - 小中学生用回数券 11回分セット···2, 200円
 - シニア（65才以上）用回数券 11回分セット···3, 300円
 - ・有効期限は最後に回数を加算した日から6ヶ月間

(3) 駐車場プリペイドカード

- (概 要)・販売価格2,500円で3,000円分の駐車場利用料金として利用可能
 - ・有効期限なし

(4) プライベートボックス

- (概 要)・ボックス(内寸法: W258mm D476mm H403mm)1区画を1箇月(歴月の開館する初日から開館する末日まで)あたり550円で個人専用として利用可能
 - ・利用期間 1ヶ月以上からの受付（継続利用も再度申込みのうえ利用期間は同様）

(5) 第二駐車場を多目的広場としての無料貸出

(概 要)・多目的運動広場として開設以来、現在も第二駐車場において駐車台数の少ない平日を3ヶ月前の20日に先着順で予約申込を登録された団体に対してグラウンドゴルフ等の利用を無料で貸出しをしている。

(6) 総合型地域スポーツクラブに対する支援

(概 要)・習志野台、松が丘、坪井地区の住民により設立された「ならだいスポーツクラブあまなつ」の安定したクラブ運営を支援するため、施設の一部及び備品等を優先的に貸出し、地域のスポーツ活動の普及を図っている。

(7) 一流スポーツ選手の観戦機会の提供

(概 要)・トッププレーヤーの高い技術と素晴らしいプレーを市民に観戦してもらい、スポーツの普及振興を図る。

12 武道センターで実施している市民サービス等の継続

(1) 定期的に利用する団体の優先利用

(概 要)・施設の安定的な利用の促進のため平成15年より年間を通して毎月1回以上定期的に利用する団体の登録を受け調整協議会によって優先利用をさせている。

7 生涯学習施設予約管理システム管理業務

1 生涯学習施設予約管理システムの運用経費

- ・生涯学習施設予約管理システム（以下「本システム」という。）の機器等は、教育委員会が指定管理者に無償で貸与する。
- ・本システムの運用にあたって、指定管理者の責により、教育委員会に損害を与えた場合は、指定管理者がすべての責を負うものとする。

2 生涯学習施設予約管理システムの運用

- ・指定管理者は、契約条項及び本市が別に定めるセキュリティ手順に基づき、責任を持って適正に管理するとともに、本システムを常時正常に稼働できるよう日常点検等を実施しなければならない。
- ・障害発生時には、本施設の運営に支障がないよう速やかに教育委員会に報告し、教育委員会が指定する運用保守委託業者への連絡や必要な対応を行うこと。対応の結果は教育委員会へ報告すること。
- ・個人情報の保護については、「8 管理運営体制 3 個人情報の取扱い、守秘義務、秘密保持義務及び情報公開」に沿って、その管理を厳重にし、職員の教育及び意識の周知徹底に努めること。
- ・業務以外の目的による使用やデータ抽出を行わないこと。
- ・貸与した機器以外の接続や他のシステムへの接続、ソフトウェアのインストールを行わないこと。ただし、業務に必要な場合は、事前に教育委員会の承認を得て行うことができるものとする。
- ・教育委員会からシステムに関する調査や確認の依頼があった際には協力すること。

8 管理運営体制

1 職員体制、職員の基準等

「**4 施設運営に関する業務 1 職員の雇用に関すること**」に記載のとおり、本施設の管理運営を確実に行えるよう体制を整えること。

2 文書等の管理保管

指定管理者は、業務の遂行にあたり作成又は收受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存すること。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、業務に関する文書等について、指定管理期間終了後、指定管理期間開始時に本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期間保存しなければならない。

3 個人情報の取扱い、守秘義務、秘密保持義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければならず、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしないこと。また、本施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。指定管理期間が終了した後も同様である。

個人情報の保護に関する法律に基づき、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の公開については、教育委員会の指示に従い必要な措置を講じること。

日常より個人情報保護の体制をとり、職員等に周知・徹底を図るとともに、個人情報保護の意識を向上させるための研修を定期的に実施すること。

4 利用者等の要望・苦情対応

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分に応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えること。寄せられた要望や苦情に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をすること。

また、対応にあたっては教育委員会に報告するとともに、必要に応じて教育委員会と協議すること。

5 本施設の運営に関する各会議への出席

本施設の管理運営に係るものであって、教育委員会が出席を求める会議に出席すること。

9 その他管理運営業務に必要な業務

1 事故・災害等の対応

- (1) 利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件、災害等を未然に防止する体制を整えること。事故や事件、災害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、指定管理者の責任において対応すること。また、対応にあたっては教育委員会に報告するとともに、必要に応じて教育委員会と協議すること。
- (2) 災害時の対応について訓練を実施すること。
- (3) 利用者の急な傷病等に適切に対応できるよう、緊急時には的確に対応すること。
- (4) 火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。
- (5) 総合体育館については、体育館等の利用者の事故防止、犯罪の予防、体育館等の適正な管理及び警備等守衛業務の補助を目的として設置した防犯カメラ及び保安カメラ、武道センターについて

ては保安カメラを必要に応じて活用し、事故等の未然防止に努めること。なお、運用に関しては「船橋市総合体育館、船橋市武道センター、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターにおける防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱」を遵守すること。

(6) 自動体外式除細動器（AED）については、現指定管理者がリースにて設置しており、引き続き管理運営に支障がないように設置すること。また点検担当者を配置し、日常点検を行うとともに、職員に救命講習を受講させるなど、適切に使用できるように備えること。

2 環境への配慮

施設の管理を行うにあたっては、電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、廃棄物の抑制、環境負荷の低減に資する物品の調達、騒音・振動の防止等、環境への配慮に努めること。

3 帳簿の記帳

本施設の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、指定管理中適切に保存するものとする。

また、これらの関係書類について、教育委員会が閲覧を求めた場合はこれに応じること。

4 管理口座

指定管理に係る収入及び経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

5 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合がある。その際、指定管理者は監査委員等に協力すること。

6 その他

本仕様書に規定するもののほか、管理運営にあたって対応が必要となった場合は、誠意をもって対応すること。

10 経費について

1 指定管理者の収入

(1) 事業収入

利用料は、船橋市が条例で規定する範囲内で本市の承認を得て設定することができ、指定管理者の収入とする。

(2) 自主事業収入

施設を有効利用した各種教室事業やイベント開催等による自主事業収入は、指定管理者の収入とする。この際、これに伴う市有財産使用料は免除とする。

(3) 指定管理委託料

利用料金制度を導入することから、指定管理者への委託料の算定は、施設の管理運営経費の合計額から指定管理者の収入（事業収入、自主事業収入等の合計）を差し引いた額とする。

なお、事業所税が課税される事業所においては、本施設に係る事業所税相当額を委託費に計上して支払うものとする。その際の上限額は、指定管理者が申請時に計上した事業所税相当額とする。

ただし、実際の事業所税納付額が委託費に計上した事業所税相当額を下回ったときは、その差額については、速やかに精算するものとする。

2 指定管理者の支出する経費

(1) 人件費

本施設で勤務する職員の給与、法定福利費等

(2) 管理費

①事務費として消耗品費、通信運搬費、事務手数料等の経費

②光熱水費、施設及び設備等の維持管理費等の経費

(1件50万円未満の小規模修繕は指定管理者が行うものとする)

(3) 事業費

指定管理者の事業計画による経費

(4) 事業所税

3 決算報告

会計年度終了後60日以内に、事業の決算報告を行うこと。

4 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

5 立入検査について

本市は必要に応じて、施設、物品、各種帳票の現地検査を行うこととする。

1.1 業務報告

業務に関して、教育委員会がその実態を把握するために必要とする事項について、必要な報告書等を提出すること。なお、提出した報告書等は開示の対象となることがある。

1 事業計画書等の作成及び提出

指定管理者は、毎年3月末までに翌年度に予定する下記の事業計画書等を作成し教育委員会に提出すること。なお、当初に提案した事業計画に変更がある場合には、事前に教育委員会と協議すること。

(1) 事業計画書

毎年度の運営業務及び維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施内容、実施スケジュール等を記載すること。

(2) 収支予算書

2 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、各種報告書を作成し教育委員会へ提出すること。また指定管理者は教育委員会が行う調査に協力すること。

(1) 事業報告書

指定管理者は、毎年度事業終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を教育委員会へ提出すること。

①本施設の管理の実施状況及び利用状況

②本施設の管理に係る収支状況

③その他の管理の実態を把握するため、教育委員会が必要があると認める事項

(2) 業務報告書（月報）

指定管理者は、毎月終了後翌月の定例会までに総合体育館並びに武道センターの施設ごとに運営

業務及び維持管理業務に関して日報、月報及び事業報告書を作成し、教育委員会に提出すること。日報については、指定期間終了日まで指定管理者が保管し、教育委員会の求めに応じて提出すること。

(3) その他、教育委員会が必要と認める報告書等を作成し、提出すること。

3 利用者の声の把握

指定管理者は、利用者ニーズを把握するため、当該施設において提供されるサービスに関する利用者アンケートを年1回以上実施すること。

指定管理者はアンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置するなどして回収する方法のほか、利用者に対する聞き取り調査などにより、利用者のニーズの把握に努めること。

アンケート結果は、管理運営に反映させるように努めるとともに、教育委員会へ報告すること。

4 その他

指定管理者は教育委員会が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力すること。

12 引き継ぎ業務

1 指定期間の前に行う業務

指定期間開始前の令和8年1月から3月までの間に、現指定管理者から業務に関する引き継ぎを受けるものとする。

引き継ぎにあたっては、教育委員会及び現指定管理者と十分に協議を行い、引き継ぎ計画書を作成し、教育委員会に提出すること。

現在、勤務している職員から継続雇用の希望があった場合には、継続雇用について検討するよう配慮すること。

なお、引き継ぎは令和8年4月から業務を行うこととなる職員に対し、現地にて実施し、実施にあたっては、教育委員会及び現指定管理者と協議のうえ行うものとする。

2 指定期間終了後の引き継ぎ業務

指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、原則速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者及び教育委員会に引き継ぎを行うものとする。ただし、指定管理者の負担において本施設の整備・改修等を行った箇所については、教育委員会と指定管理者で協議の上、指定期間開始前の状態に復さないことについて教育委員会の承認を得た場合はこの限りではない。また、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品については、教育委員会と指定管理者での協議の上、教育委員会又は教育委員会が指定するものに引き継ぐことができるものとする。

業務の引き継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引き継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者又は教育委員会と十分な事務引継ぎを行うこと。

3 引き継ぎに要する費用

業務引き継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者に選定された法人等の負担とする。

4 その他

本仕様書に規定するもののほか、引継ぎ業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議の上決定するものとする。

物品一覽表

総合体育館

事務室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29107	事務用椅子(共通物品外)	1993/10/6	事務用椅子(共通物品外)/事務用椅子 コクヨ CR-G284AKW2	
29108	事務用机(共通物品外)	1993/10/6	事務用机(共通物品外)/事務机 ライオンLXD167D-AB	
29109	事務用机(共通物品外)	1993/10/6	事務用机(共通物品外)/事務机 ライオンLXD147D-AB	
29110	事務用机(共通物品外)	1993/10/6	事務用机(共通物品外)/事務机 ライオンLXD147D-AB	
29111	食器棚	1993/10/6	食器棚/コクヨBK-W11C 36W型4-7	
29112	食器棚	1993/10/6	食器棚/コクヨBK-W11C 36W型4-7	
29113	食器棚	1993/10/6	食器棚/コクヨBK-W11C 36W型4-7	
29114	食器棚	1993/10/6	食器棚/コクヨBK-W11C 36W型4-7	
29115	保管庫	1993/10/6	保管庫/ライオンDF-63GN	
29116	保管庫	1993/10/6	保管庫/ライオンDF-63GN	
29117	金庫	1993/10/6	金庫/ライオンEX-122ST	
29119	レジスター	2014/3/14	レジスター/カシオ TE-2600-25S	
165821	硬貨計算機	2020/7/17	小型硬貨選別機 SU-200P	
165822	計数機	2020/7/17	紙幣計数機 GFB-80-E	
166651	ノートパソコン	2020/9/7	得点操作パソコン(ウイルスバスター付) モルテン TSNP	
166652	ノートパソコン	2020/9/7	得点操作パソコン(ウイルスバスター付) モルテン TSNP	
166653	ノートパソコン	2020/9/7	得点操作パソコン(ウイルスバスター付) モルテン TSNP	

メインアリーナ

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29120	台	1994/1/21	台/表彰台(3人用)セノーFZ1000	
29121	新体操関連用品	1993/10/28	新体操関連用品/新体操用得点表示板(団体用) セノー AS3010	
29122	新体操関連用品	1993/10/28	新体操関連用品/新体操用ゆか セノー AH0620	
29123	新体操関連用品	1993/10/28	新体操関連用品/新体操用得点表示板(個人用) セノー AS3120	
29124	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29125	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29126	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳馬 セノー AE0200	
29127	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/つり輪 セノー AB0310	
29128	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/平均台 セノー AG0101	
29129	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/段違い平行棒 セノー AD0160	
29130	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29131	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29132	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳馬 セノー AE0200	
29133	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29134	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29135	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか セノー AH0401	
29136	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29137	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29138	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29139	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車500kg型 セノー AP1110	
29140	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/鉄棒用着地マット セノー AM5020	
29141	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/男子跳馬用着地マット セノー AM5220	
29142	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/つり輪用着地マット セノー AM5120	
29143	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車500kg型 セノー AP1110	
29144	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29145	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/男子跳馬跳躍表示 セノー AS1501	
29146	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29147	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29148	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか セノー AH0401	
29149	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/平行棒 セノー AC0130	
29150	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29151	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29152	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/あん馬 セノー AF0200	
29153	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/女子跳馬用着地マット セノー AM5720	
29154	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH40002	
29155	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/助走路 セノー AK0111	
29156	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH40002	
29157	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29158	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/段違い平行棒用着地マット セノー AM5520	
29159	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29160	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/あん馬用着地マット セノー AM5320	
29161	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/平行棒用着地マット セノー AM5420	
29162	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29163	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車500kg型 セノー AP1110	
29164	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/平均台用着地マット セノー AM5620	
29165	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/助走路 セノー AK0111	
29166	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29167	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29168	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車500kg型 セノー AP1110	
29169	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH40002	
29170	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29171	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29172	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29173	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29174	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/タンマ台 セノー AT1520	
29177	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車 セノー AP1010	
29178	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/器具運搬車500kg型 セノー AP1110	
29180	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH040002	
29181	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29182	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29183	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29184	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29185	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/男子平行棒用バー セノー AC010M45	
29186	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29187	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29188	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ソフトマット セノー AN0121	
29189	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/女子跳馬跳躍表示板 セノー AS1540	
29190	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH040002	
29192	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/体操得点表示板 セノー AS9100	
29194	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29195	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29196	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/女子段違い平行棒用バー セノー AD010N16	
29197	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29198	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/鉄棒 セノー AA0510	
29199	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/跳躍板 セノー AJ0540	
29200	体操関連用品	1993/10/28	体操関連用品/ゆか用運搬車 セノー AH040002	
29201	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/防球フェンス運搬車 三英S BF-BF-3用	
29202	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/防球フェンス運搬車 三英S BF-BF-3用	

メインアリーナ

メインアリーナ

メインアリーナ

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29373	巻取機	1993/10/28	巻取機/綱引きロープ巻取器 ウエサカ KF700A	
29374	巻取機	1993/10/28	巻取機/綱引きロープ巻取器 ウエサカ KF700A	
29375	巻取機	1993/10/28	巻取機/綱引きロープ巻取器 ウエサカ KF700A	
29376	巻取機	1993/10/28	巻取機/綱引きロープ巻取器 ウエサカ KF700A	
32226	机用台車	2002/4/1	折りたたみテーブル専用台車/横積450用	
134224	会議用テーブル	2015/3/24	東洋事務器 AK-1845 ベーシックグレー	
142058	その他の音響関連機器	2016/2/24	船橋市総合体育館メインアリーナ音響設備一式	
142263	会議用テーブル	2016/3/2	東洋事務器 AK-1845	
142271	会議用テーブル	2016/3/2	東洋事務器 AK-1845	
142277	会議用テーブル	2016/3/2	東洋事務器 AK-1845	
142279	会議用テーブル	2016/3/2	東洋事務器 AK-1845	
142281	会議用テーブル	2016/3/2	東洋事務器 AK-1845	
146023	エア・コンディショナー	2016/7/13	空調機天井埋込カセット形 P160型(6馬力相当) SZRC160B ダイキン製	
146245	審判台	2016/7/19	Senoh DL0520	
152180	バレーボール関連用品	2017/8/16	バレーボール用支柱(ヘッドキヤ式)セノ-DE1015 国際バレーボール連盟認定品 SGマーク付 外支柱直径76.3mm 厚さ5.2mm 床下300mm	
152181	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE2000 国際バレーボール連盟認定品 ウレタンフォーム成型品 重量24Kg/組	
152182	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
152183	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
152184	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
152185	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
152186	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
152187	バレーボール関連用品	2017/8/16	支柱カバー セノ-DE1900 日本バレーボール協会推薦品 ウレタンフォーム成型品 高さ1730mm 太さ245×166mm 重量18Kg/組	
161724	バスケットボール関連用品	2019/8/6	信号ケーブル(100m) モルテンD9P100CS	
161725	バスケットボール関連用品	2019/8/6	信号ケーブル(100m) モルテンD9P100CS	
173359	バスケットボール関連用品	2021/3/30	有線ケーブルセット(100m リール含む)モルテンD9P100CS・CL100	
173360	バスケットボール関連用品	2021/3/30	有線ケーブルセット(100m リール含む)モルテンD9P100CS・CL100	
173361	バスケットボール関連用品	2021/3/30	有線ケーブルセット(100m リール含む)モルテンD9P100CS・CL100	
173362	バスケットボール関連用品	2021/3/30	有線ケーブルセット(100m リール含む)モルテンD9P100CS・CL100	
173363	バスケットボール関連用品	2021/3/30	有線ケーブルセット(100m リール含む)モルテンD9P100CS・CL100	

サブアリーナ

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29377	審判台	1993/10/28	審判台/ウエサカ GM-51B	
29378	審判台	1993/10/28	審判台/ウエサカ GM-51B	
29379	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29380	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29381	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29382	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29383	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29384	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29385	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29386	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29387	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29388	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29389	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29390	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29391	卓球関連用品	1994/3/25	卓球関連用品/卓球台 三英商会 C-SS4-D	
29392	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS3-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29393	バレーボール関連用品	1993/10/28	バレーボール関連用品/バレーボール用支柱 セノー DE1515	
29394	バレーボール関連用品	1993/10/28	バレーボール関連用品/得点板(バレー・バスケット用) セノー DC0110	
29395	バレーボール関連用品	1993/10/28	バレーボール関連用品/バレーボール用支柱 セノー DE1515	
29396	バレーボール関連用品	1993/10/28	バレーボール関連用品/得点板(バレー・バスケット用) セノー DC0110	
29397	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/リール アルスター AL703中風コード各1本付	
29398	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/総合ランプ アルスター AL730	
29399	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/電気審判器 アルスターA727C	
29400	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/リール アルスター AL703中風コード各1本付	
29401	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/リール アルスター AL703中風コード各1本付	
29402	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/リール アルスター AL703中風コード各1本付	
29403	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/ピスト練習用コート 東京フェンシングTF802	
29404	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/ピスト練習用コート 東京フェンシングTF802	
29405	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/総合ランプ アルスター AL730	
29406	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/タイマー アルスター AL731	
29407	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/電気審判器 アルスターA727C	
29408	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/メダルピスト試合コート 東京フェンシングTF805	
29409	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/メダルピスト試合コート 東京フェンシングTF805	
29410	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/総合ランプケース アルスター ATGK	
29411	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/総合ランプケース アルスター ATGK	
29412	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/アルミピスト(台付) 東京フェンシング協会TF810N	
29413	フェンシング関連用品	1993/10/28	フェンシング関連用品/タイマー アルスター AL731	
191462	記念碑	2021/9/27	B. LEAGUE2020-2021シーズン優勝記念モニュメント	

プール

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29427	プール関連用品	1994/1/18	プール関連用品/監視台 セノー JG9505	総合体育館(プール)
29428	プール関連用品	1994/1/18	プール関連用品/コースロープ巻取器 ミノリ LM155	総合体育館(プール)
29429	プール関連用品	1994/1/18	プール関連用品/コースロープ巻取器 ミノリ LM155	総合体育館(プール)
29430	プール関連用品	1994/1/18	プール関連用品/プールフロア(特注) セノー	総合体育館(プール)
29432	プール関連用品	2007/3/31	プール関連用品/プール清掃用ロボット ドルフィン3001	総合体育館(プール)
29436	プール関連用品	1994/1/18	プール関連用品/ビート版整理棚 エバニュー HB106	総合体育館(プール)
159943	コインロッカー	2019/3/11	コインロッカー/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男1)
159944	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男2)
159945	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男3)
159946	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男4)
159947	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男5)
159948	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男6)
159949	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男7)
159950	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男8)
159951	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男9)
159952	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男10)
159953	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男11)
159954	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(男12)
159955	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女1)
159956	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女2)
159957	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女3)
159958	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女4)
159959	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女5)
159960	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女6)
159961	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女7)
159962	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女8)
159963	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女9)
159964	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女10)
159965	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女11)
159966	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-4W 2列4段8扉 リターン仕様(リストバンド、固定用タル木含む)	プール更衣室(女12)

多目的室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29452	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックスITO SC-24P-C	
29453	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックスITO SC-24P-C	
29454	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックスITO SC-24P-C	
29455	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックスITO SC-24P-C	
29456	コインロッカー	1994/1/7	コインロッカー/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男11)
29457	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男12)
29458	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女2)
29459	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男10)
29460	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女11)
29461	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女3)
29462	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女12)
29463	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男7)
29464	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男8)
29465	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男9)
29466	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男4)
29467	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男3)
29468	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男2)
29469	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女1)
29470	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男1)
29471	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女4)
29472	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女5)
29473	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女6)
29474	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女8)
29475	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女9)
29476	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女10)
29477	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男5)
29478	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(男6)
29479	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟B1多目的室内更衣室(女7)

卓球室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29480	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29481	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29482	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29483	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29484	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	
29485	卓球関連用品	1993/10/28	卓球関連用品/卓球台 三英 C-SS4-D ブルーセンサー(ネットサポート付)	

弓道場

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29437	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/巻藁AW90C	
29438	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/弓置台	
29439	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/巻藁AW90C	
29440	アーチェリー関連用品	1994/3/31	アーチェリー室内競技装置一式、アーチェリー操作盤、アーチェリータイマー表示盤(移動台付)、アーチェリー信号灯(移動台付)、ケーブルドラム一式、接続ケーブル一式	
29441	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/巻藁AW90C	
29442	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/弓置台	
29443	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/巻藁AW90C	
29444	アーチェリー関連用品	1993/10/28	アーチェリー関連用品/巻藁AW90C	
29445	弓道関連用品	1993/10/28	弓道関連用品/弓立 小山弓具 M-16	
29446	弓道関連用品	1994/1/31	弓道関連用品/的場幕 アクリルバンティング 紐・房込	
29447	弓道関連用品	1993/10/28	弓道関連用品/遠的丸Wマット 小山弓具 M-12	
29448	弓道関連用品	1993/10/28	弓道関連用品/遠的丸Wマット 小山弓具 M-12	
29449	弓道関連用品	1994/3/31	弓道関連用品/弓道室内競技装置 松下電干 的中表示盤(5人用)移動台付、的中操作盤(5人用)、的中用コネクターボックス(2ヶ)、接続ケーブル一式	
29450	弓道関連用品	1993/10/28	弓道関連用品/弓立 小山弓具 M-16	
29451	姿見	1994/1/21	姿見/ウエサカ GM-35A 弓道場用	

トレーニング室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29489	トレーニング関連用品	1994/1/31	トレーニング関連用品/テーブルローラー	
29491	トレーニング関連用品	1994/1/31	トレーニング関連用品/パワーレッグプレス (1.5kg/7.5kgBW)	
29493	トレーニング関連用品	1994/1/31	トレーニング関連用品/サイエクステンション (50kg/2.5kgBW)	
29498	トレーニング関連用品	2003/1/20	トレーニング関連用品/テーブルローラー	
156117	ノートパソコン	2018/3/31		

リズムエクササイズ室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
134458	イコライザ	2015/3/10	イコライザURL2231	
134459	イコライザ	2015/3/10	イコライザURL2231	
159738	アンプ	2019/2/21	アンプ/デジタルパワーアンプ WP-DA204	
159739	アンプ	2019/2/21	アンプ/デジタルパワーアンプ WP-DA204	
159740	スピーカー	2019/2/21	スピーカー/コンパクトスピーカー WS-AR200-K(天井吊り下げ金具含む)	
159741	スピーカー	2019/2/21	スピーカー/コンパクトスピーカー WS-AR200-K(天井吊り下げ金具含む)	

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
27974	事務用机(共通物品外)	1994/1/7	事務用机(共通物品外)/事務机ライオンLXD-107L-B	
27975	事務用机(共通物品外)	1994/1/7	事務用机(共通物品外)/事務机ライオンLXD-107L-B	
27976	事務用机(共通物品外)	1994/1/7	事務用机(共通物品外)/事務机ライオンLXD-107L-B	
27977	事務用机(共通物品外)	1994/1/7	事務用机(共通物品外)/事務机ライオンLXD-107L-B	
27978	事務用机(共通物品外)	1994/1/21	事務用机(共通物品外)/ライオン LXD-107L-B	
27979	パソコンデスク	1994/1/21	パソコンデスク/OAデスク サプライCAD-103H	
27980	パソコンデスク	1994/1/21	パソコンデスク/OAデスク サプライCAD-103H	
27981	パソコンデスク	1994/1/21	パソコンデスク/OAデスク サプライCAD-103H	
27982	パソコンデスク	1994/1/21	パソコンデスク/OAデスク サプライCAD-103H	
27983	応接椅子	1994/1/12	応接椅子/肘掛椅子カリモクZS5000DR	総合体育館(理事長室)
27984	応接椅子	1994/1/12	応接椅子/肘掛椅子カリモクZS5000DR	総合体育館(理事長室)
27985	応接テーブル	1994/1/10	応接テーブル/センターテーブル カリモク TF5000ME	
27986	応接テーブル	1994/1/12	応接テーブル/センターテーブル カリモクTS4025AB	総合体育館(理事長室)
27987	会議用テーブル	1994/3/31	会議用テーブル/コクヨ TK-T10	
27988	会議用テーブル	1994/3/31	会議用テーブル/コクヨ TK-T10	
27989	観覧席	1993/12/15	観覧席/手動式移動観覧席RSC-24-14附属品含む	
27990	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27991	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27992	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27993	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27994	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27995	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27996	スツール	1994/1/10	スツール/カリモクZE8606GB	
27997	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27998	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
27999	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
28000	スツール	1994/12/24	スツール/コクヨCN781S	
28003	スツール	1994/1/10	スツール/カリモクZE8606GB	
28004	スツール	1994/1/10	スツール/カリモクZE8606GB	
28005	スツール	1994/1/10	スツール/カリモクZE8606GB	
28006	テーブル	1994/12/24	テーブル/ホウトク サエラ DFT22W	
28007	テーブル	1994/12/24	テーブル/ホウトク サエラ DFT22W	
28008	テーブル	1994/12/24	テーブル/ホウトク サエラ DFT22W	
28009	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T510NA	
28010	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T510NA	
28011	テーブル	1994/1/21	テーブル/端末テーブル サンワサプライRAC-314	
28012	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T510NA	
28013	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T510NA	
28014	テーブル	1994/12/24	テーブル/ホウトク サエラ DFT22W	
28015	テーブル	1994/3/25	テーブル/カリモク TS4025AR	
28016	テーブル	1994/12/24	テーブル/アイチDT-20	
28017	テーブル	1994/12/24	テーブル/アイチDT-20	
28018	テーブル	1994/12/24	テーブル/アイチDT-20	
28019	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28020	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28021	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28022	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28023	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28024	テーブル	1994/1/11	テーブル/コクヨMT-65M	
28025	テーブル	1994/1/11	テーブル/コクヨMT-65M	
28026	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28027	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28028	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28029	テーブル	1994/1/11	テーブル/ライオンDA-2412アイボリー	
28030	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28031	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28032	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28033	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28034	テーブル	1994/1/11	テーブル/ライオンDA-2412アイボリー	
28035	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28036	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28037	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28038	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28039	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28040	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28041	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28042	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28043	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28044	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28045	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28046	テーブル	1993/12/24	テーブル/コクヨRE-T215	
28047	テーブル	1994/1/21	テーブル/端末テーブル サンワサプライRAC-314	
28048	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28049	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28050	テーブル	1993/12/24	テーブル/ウチダ ST-3267R-D型アイボリー	総合体育館第1棟
28051	テーブル	1994/1/10	テーブル/コクヨLT-80SW	
28052	テーブル	1994/1/21	テーブル/端末テーブル サンワサプライRAC-314	
28053	テーブル	1994/1/21	テーブル/端末テーブル サンワサプライRAC-314	

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28054	長椅子	1994/1/12	長椅子/カリモク2S5003DR	総合体育館(理事長室)
28055	長椅子	1994/3/25	長椅子/カリモクWS5103XR	
28056	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28057	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28058	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28059	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28060	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28061	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキDA-T3B4 LNB-4030	総合体育館第1棟
28063	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28064	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28065	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28066	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28067	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28068	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28069	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28070	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28071	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキDA-T3B4 LNB-4030	総合体育館第1棟
28072	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28073	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28074	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28075	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28076	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28077	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28078	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28079	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキDA-T3B4 LNB-4030	総合体育館第1棟
28080	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28081	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28082	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-702TKR	総合体育館第1棟
28083	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28084	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/ライオンLC-2103	総合体育館第1棟
28085	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28087	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキDA-T3B4 LNB-4030	総合体育館第1棟
28089	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28090	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28091	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28092	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28093	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28094	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28095	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28096	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28097	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28098	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28099	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28100	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28101	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28102	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28103	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/イトーキTCM-101-9207	総合体育館第1棟
28104	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28105	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28106	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28107	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28108	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28109	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28110	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28111	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28112	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28113	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28114	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28115	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28116	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28117	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28118	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28120	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN433BS1	総合体育館第1棟
28121	ロビーチェア	1993/12/24	ロビーチェア/コクヨCN-243TP	
28122	ロビーチェア	1994/12/24	ロビーチェア/ウチダUT-330	
28124	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28125	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28126	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28127	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28128	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28129	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28130	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28131	ロビーチェア	1994/1/21	ロビーチェア/イトーキ JCM-101-9207	
28132	その他の机	1994/3/25	その他の机/デスク カリモク SS5501ME	
28133	その他の机	1994/1/18	その他の机/保健室執務机 ヤガミ08110HD-1	
28134	その他の机	1993/12/27	その他の机/両袖机ライオンLXD-147D-AB	
28135	その他の椅子	1993/12/24	その他の椅子/オカムラ 2341EA-P481	総合体育館第1棟
28136	その他の椅子	1993/12/24	その他の椅子/オカムラ 2341EA-P481	総合体育館第1棟

その他

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28215	カウンター	1994/1/18	カウンター/ローカウンター ITO CPF型 計5台 CPF-12LSO 1台 CPF-9LSO 1台 CPF-90LR 1台 CF-7EP 2台	
28216	カウンター	1993/12/24	カウンター/インフォメーションカウンター オカムラ4S40AZ-MA56	総合体育館第1棟
28217	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28218	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28219	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28220	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28221	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28222	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28223	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28224	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28225	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28226	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28227	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28228	傘立て	1994/1/11	傘立て/ITO PM-45KG	
28229	架台	2007/3/6	架台/全自動血圧計専用架台(ST-203H)	
28233	キャビネット	1994/1/29	キャビネット/ファイリングキャビネット	
28234	キャビネット	1994/1/29	キャビネット/ファイリングキャビネット	
28235	キャビネット	1994/1/29	キャビネット/ファイリングキャビネット	
28236	キャビネット	1994/1/29	キャビネット/ファイリングキャビネット	
28237	下駄箱	1994/1/10	下駄箱/シューズボックス プラスNo. 409 06-235	
28238	下駄箱	1994/1/10	下駄箱/シューズボックス プラスNo. 409 06-235	
28239	下駄箱	1994/1/10	下駄箱/シューズボックス プラスNo. 409 06-235	
28240	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックス コクヨ SLK-WT24L	総合体育館(浴室)
28241	下駄箱	1994/1/10	下駄箱/シューズボックス プラスNo. 409 06-235	
28242	下駄箱	1994/1/11	下駄箱/シューズボックス コクヨ SLK-WT24L	総合体育館(浴室)
28243	下駄箱	1994/1/10	下駄箱/シューズボックス プラスNo. 409 06-235	
28244	コインロッカー	1994/1/7	コインロッカー/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男4)
28245	コインロッカー	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女2)
28249	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男11)
28250	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女12)
28251	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女4)
28252	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女5)
28253	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男5)
28254	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男10)
28255	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男9)
28256	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男8)
28257	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男7)
28258	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男6)
28259	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男5)
28260	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女13)
28261	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男3)
28262	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男2)
28263	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(男1)
28264	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女5)
28265	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女4)
28266	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男4)
28267	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女2)
28268	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女1)
28269	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男2)
28270	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男14)
28271	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男8)
28272	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男3)
28273	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女11)
28274	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男1)
28275	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T(浴室用)	総合体育館第2棟1F浴室更衣室(男1)
28276	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女14)
28277	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男9)
28278	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女12)
28279	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女11)
28280	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女10)
28281	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女9)
28282	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女8)
28283	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女7)
28284	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女6)
28285	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男9)
28286	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男8)
28287	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第1棟B1更衣室(女3)
28288	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女6)
28289	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女1)
28290	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男7)
28291	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女3)
28292	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男4)
28293	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男3)
28294	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男2)
28295	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男1)
28296	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女27)
28297	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女26)
28298	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女25)

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28299	コインロッカー	1994/1/7	コインロッカー/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女4)
28300	コインロッカー	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女23)
28301	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女5)
28302	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女3)
28303	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女7)
28304	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女8)
28305	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女9)
28306	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女10)
28307	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男6)
28309	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女15)
28311	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女6)
28312	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女16)
28313	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女17)
28314	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女18)
28315	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女19)
28316	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女20)
28317	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女22)
28319	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(男4)
28320	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女24)
28324	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女21)
28325	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T(浴室用)	総合体育館第2棟1F浴室更衣室(女1)
28326	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女1)
28328	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男5)
28329	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女2)
28330	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男6)
28331	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男7)
28332	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女7)
28333	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女1)
28334	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男12)
28336	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男11)
28337	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男10)
28338	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(男10)
28339	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/特注 車椅子用2列1段	総合体育館第2棟1Fプール身障者用更衣室
28340	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/特注 車椅子用3列1段	総合体育館第1棟B1身障者用更衣室
28341	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(男13)
28342	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女2)
28343	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女14)
28344	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女8)
28347	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1863W	総合体育館第2棟1F更衣室(女13)
28348	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女7)
28349	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女12)
28350	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女11)
28351	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女10)
28352	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女9)
28353	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女8)
28354	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(男1)
28355	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女4)
28356	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女9)
28357	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女6)
28358	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女5)
28359	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(男2)
28360	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第1棟B1更衣室(女10)
28361	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(男3)
28362	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(男5)
28364	コインロッcker	1994/1/7	コインロッcker/アルファ NS-1282T	総合体育館第2棟1F更衣室(女3)
28365	ショーケース	2008/3/27	ショーケース/ガラスショーケース	
28366	ショーケース	2008/3/27	ショーケース/ガラスショーケース	
28367	書架	1994/3/14	ダイニングチェア/テラ ダイニングチェア W630×O610×380	
28368	書架	1994/3/14	ダイニングチェア/テラ ダイニングチェア W630×O610×380	
28369	書架	1994/3/14	ダイニングチェア/テラ ダイニングチェア W630×O610×380	
28370	書架	1994/3/14	ダイニングチェア/テラ ダイニングチェア W630×O610×380	
28374	書庫	1994/1/18	書庫/ITO 5355P(ガラス戸), 5350P(スチール戸), 503B(ベース)	
28376	台	1994/1/21	台/コントローラ置台 サンワサプライSPS-061	
28377	台	1994/1/21	台/コントローラ置台 サンワサプライSPS-061	
28378	台	1994/1/21	台/コントローラ置台 サンワサプライSPS-061	
28379	台	1994/3/24	台/紙折機用テーブル ライオン マシンテーブル	
28380	棚	1994/3/25	棚/軽量物品棚 ITO L-6660-5 1800×600×1800	
28381	棚	1994/2/25	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28382	棚	1994/3/25	棚/軽量物品棚 ITO L-6660-5 1800×600×1800	
28383	棚	1994/3/25	棚/軽量物品棚 ITO L-6660-5 1800×600×1800	
28384	棚	1994/3/25	棚/軽量物品棚 ITO L-6660-5 1800×600×1800	
28385	棚	1994/2/25	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28386	棚	1994/2/25	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28387	棚	1994/3/1	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28388	棚	1994/3/1	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28389	棚	1994/2/25	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28390	棚	1994/2/25	棚/軽量物品棚 ITO LタイプL6660-5	
28391	棚	1994/1/21	棚/スチール棚(密閉型)ライオンNO. 6576P	

その他

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28474	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28475	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28476	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28477	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28478	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28479	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28480	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルB	
28481	パネル	1994/3/25	パネル/展示パネル 中村商店 パネルA	
28482	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28483	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28484	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28485	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28486	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28487	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28488	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28489	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28490	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28491	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28492	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28493	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28494	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28495	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28496	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28497	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28498	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28499	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28500	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28501	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28502	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28503	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28504	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28505	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28506	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28507	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28508	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28509	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28510	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28511	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28512	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28513	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28514	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28515	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28516	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28517	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28518	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28519	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28520	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28521	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28522	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28523	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28524	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28525	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28526	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28527	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28528	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28529	舞台	1994/1/7	舞台/ポータブルステージ シコ社 U-48	
28530	踏み台	1994/1/7	踏み台/ステップ シコ社 H1000用4段	
28531	踏み台	1994/1/7	踏み台/ステップ シコ社 H1000用4段	
28532	踏み台	1994/1/7	踏み台/ステップ シコ社 H1000用4段	
28533	踏み台	1994/1/7	踏み台/ステップ シコ社 H1000用4段	
28534	保管庫	1994/1/7	保管庫/ライオンDF-365N	
28535	保管庫	1993/11/17	保管庫/コクヨ S-635G, S, B	
28536	保管庫	1994/1/18	保管庫/光ディスク保管庫 ライオンLD-1	
28537	保管庫	1994/1/21	保管庫/ナイキ HK637-NG	
28538	保管庫	1994/1/21	保管庫/磁気テープ保管庫 ライオンMT-565	
28539	保管庫	1994/1/18	保管庫/薬品庫 ヤガミ03833	
28540	本棚	1994/3/25	本棚/書棚 ライオン GL-918B	
28541	マガジンラック	1994/1/11	マガジンラック/雑誌架 コクヨ BL-3326	
28542	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28543	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28544	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28545	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28546	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28547	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28548	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28549	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28550	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28551	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28552	ラック	1994/1/7	ラック/フロアシート整理台 セノーHH9005	
28553	ロッカー	1994/1/10	ロッカー/ITO AKL-0645L	
28554	ロッカー	1994/1/21	ロッカー/2人用 オカムラ 4572KZ-Z21	
28555	ロッカー	1993/12/3	ロッカー/オカムラ 4573KZ-Z21	
28556	ロッカー	1994/1/29	ロッカー/4人用	
28557	ロッカー	1993/12/3	ロッカー/オカムラ 4573KZ-Z21	
28558	ロッカー	1994/1/29	ロッカー/6人用	
28559	ロッカー	1993/12/3	ロッカー/オカムラ 4573KZ-Z21	
28560	ロッカー	1993/11/17	ロッカー/オカムラ 4574KZ-Z21	
28561	ロッカー	1994/1/29	ロッcker/9人用	
28562	ロッcker	1993/11/17	ロッcker/オカムラ 4574KZ-Z21	
28563	ロッcker	1993/12/3	ロッcker/オカムラ 4573KZ-Z21	
28564	ロッcker	1993/12/3	ロッcker/オカムラ 4573KZ-Z21	
28565	ロッcker	1993/12/3	ロッcker/オカムラ 4573KZ-Z21	
28566	ロッcker	1993/12/3	ロッcker/オカムラ 4573KZ-Z21	
28567	ロッcker	1994/1/21	ロッcker/4人用 オカムラ 4574KZ-Z21	
28568	ロッcker	1994/3/25	ロッcker/ライオン GL-618L	
28569	印刷機	2011/2/17	印刷機/表示作成機・カッティングマシン ビーポップ(マックスCM-200)	
28571	金庫	1994/3/24	金庫/耐火金庫 ライオン EX-122ST	
28583	ホワイトボード	1996/8/30	ホワイトボード/ライオン AR-11N	
28584	ホワイトボード	1996/8/30	ホワイトボード/ライオン AR-11N	
28585	ホワイトボード	1996/8/30	ホワイトボード/ライオン AR-11N	
28588	両替機	1993/9/28	両替機/グローリー ER-100	
28589	AVシステム関連用品	1994/3/24	AVシステム関連用品/システム収納ラック ローランドSYR-4200	
28596	イコライザ	1994/3/24	イコライザ/ステップダウンイコライザー エレクトロボイスS200EQ	
28598	カセットデッキ	1994/3/24	カセットデッキ/ティアック 112MKII	
28600	コネクタ	1994/3/24	コネクタ/マイクロネクターパネル ボディソニック特型	
28602	スクリーン	1994/1/7	スクリーン/パネルスクリーン コクヨSN-P663V	
28603	スクリーン	1994/3/25	スクリーン/パネルスクリーン コクヨ SN-PG572W	
28604	スクリーン	1994/3/25	スクリーン/パネルスクリーン コクヨ SN-PG541W	
28615	テレビ台	1993/12/22	テレビ台/大型オーロラVB-10000XE	総合体育館第2棟レストラン
28618	テレビ台	1993/12/22	テレビ台/大型オーロラKW-1200	総合体育館第1棟1F特別応接室
28619	ビデオデッキ	1993/12/22	ビデオデッキ/三菱 HV-BS75	
28629	その他の音響関連機器	1994/3/24	その他の音響関連機器/ACパワーディストリビューター ボディソニックBND-300特型	
28641	救急箱	1994/1/18	救急箱/ナースボックス(NB-1) ヤガミ08522	
28642	血圧計	2007/3/6	血圧計/全自動血圧計(BP-203RV3D)	
28643	人工蘇生器	1994/1/18	人工蘇生器/救急用人工蘇生器(エイドバッグ デラックス型)ヤガミ08498	
28645	体組成計	2006/6/30	体組成計/体組成測定器	
28650	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28651	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/移動式畠寄木枠 都村製作所 M-77 1組128畠用	
28652	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28653	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28654	柔道関連用品	1994/3/31	柔道関連用品/柔道得点板キャスター・マーク付 ミツボシC-00114	
28655	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28656	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28657	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28658	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28659	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28660	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28661	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28662	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28663	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28665	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/移動式畠寄木枠 都村製作所 M-77 1組128畠用	
28668	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28671	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28672	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28673	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28674	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/すべり止めネット 石井化成工業 S-10 50m×1.87m	
28675	柔道関連用品	1994/1/21	柔道関連用品/柔道畠用運搬車 22枚積 セノー EP1010	
28676	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28677	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28678	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28679	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28680	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28681	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28682	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28683	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28684	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28685	審判台	1997/7/1	審判台/多目的審判台 ウエサカ GM-51B 青	
28686	すべり台	1997/2/20	すべり台/チビッコスライダー学研3-76461	
28692	トレーニング関連用品	2008/3/27	トレーニング関連用品/ウェイトプレート30枚	
28693	トレーニング関連用品	2008/3/27	トレーニング関連用品/パワーラック	
28694	ベビーキープ	2000/3/24	ベビーキープ/ベビーキープDX	
28695	ベビーキープ	2000/3/24	ベビーキープ/ベビーキープDX	
28696	ベビーキープ	2000/3/24	ベビーキープ/ベビーキープDX	
28697	ベビーキープ	2000/3/24	ベビーキープ/ベビーキープDX	
28698	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	
28699	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
28700	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	
28701	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	
28702	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	
28703	その他の体育用品類	2008/3/27	その他の体育用品/ダンスバレエ用レッスンバー	
28704	その他の体育用品類	2008/3/27	その他の体育用品/ダンスバレエ用レッスンバー	
28705	その他の体育用品類	1997/8/6	その他の体育用品/大響ブザー senoh DS310001	
28708	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28709	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28710	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28711	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28712	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28713	巻取機	1994/1/7	巻取機/フロアシート巻取機 セノー HH9001	
28714	ベッド	1993/11/17	ベッド/木製二段ベッド バンダイ あすなろ3型	
28715	ベッド	1994/1/18	ベッド/鉄製ベッド(ヤガミ 08026マット付)	
28716	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28717	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28718	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28719	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28720	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28721	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28722	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28723	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28724	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28725	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28726	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28727	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28728	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28729	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28730	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28731	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28732	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28733	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28734	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28735	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28736	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28737	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28738	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28739	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28740	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28741	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28742	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28743	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28744	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28745	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28746	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28747	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28748	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28749	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28750	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28751	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28752	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28753	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28754	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28755	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28756	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28757	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28758	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28759	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28760	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28761	椅子用台車	1993/11/30	椅子用台車/チェア用台車 イトーキLCE-291	
28762	運搬車	1994/3/31	運搬車/ダンスパネル収納車(特注 角パイプ50×50 金枠付1850×930 500kg)	
28763	スロープ(運搬用)	1994/2/15	スロープ(運搬用)/イージースロープ 8438-00	
28764	机用台車	1996/8/30	机用台車/会議用テーブル台車 コクヨ KT-T10N	
28765	机用台車	1996/8/30	机用台車/会議用テーブル台車 コクヨ KT-T10N	
28766	机用台車	1996/8/30	机用台車/会議用テーブル台車 コクヨ KT-T10N	
28767	電動リフト	1994/2/15	電動リフト/車椅子用電動リフト(株)日本アビリティーズ リフティングプラットフォーム3型	
28768	旗	1993/12/15	旗/船橋市旗 アクリルバンティング 4号 140×210cm	
28769	旗	1993/12/15	旗/船橋市旗 アクリルバンティング 4号 140×210cm	
28770	呼吸器	1993/8/25	呼吸器/空気呼吸器(ライフゼム型K2-815)	
28772	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28773	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28774	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28775	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28776	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28777	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28778	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28779	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	
28780	シート	1994/1/7	シート/フロアシート1 20M セノーHH9121	

その他

その他

その他

その他

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
159968	コインロッカー	2019/3/11	コインロッカー/NS-2T 3列2段6扉 リターン仕様(リストバンド含む)	浴室更衣室(男2)
159969	コインロッカー	2019/3/11	コインロッcker/NS-2T 3列2段6扉 リターン仕様(リストバンド含む)	浴室更衣室(男3)
159970	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-2T 3列2段6扉 リターン仕様(リストバンド含む)	浴室更衣室(女1)
159971	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-2T 3列2段6扉 リターン仕様(リストバンド含む)	浴室更衣室(女2)
159972	コインロッcker	2019/3/11	コインロッcker/NS-2T 3列2段6扉 リターン仕様(リストバンド含む)	浴室更衣室(女3)
201393	卓球関連用品	2023/7/12	サウンドテーブルテニス用卓球台 SAN-EI(三英)SR(サンレーダー)10-301 色:ブルー	
189922	その他の冷暖房用機器類	2021/6/14	冷風機 StrongCool「X」STKY-18BK	
189923	その他の冷暖房用機器類	2021/6/14	冷風機 StrongCool「X」STKY-18BK	
189924	その他の冷暖房用機器類	2021/6/14	冷風機 StrongCool「X」STKY-18BK	
189925	その他の冷暖房用機器類	2021/6/14	冷風機 StrongCool「X」STKY-18BK	
189926	その他の冷暖房用機器類	2021/6/14	冷風機 StrongCool「X」STKY-18BK	

武道センター

事務室

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29577	レジスター	2014/3/14	レジスター/カシオ TE-2600-25S	船橋市武道センター

その他

備品番号	品名	取得日	規格	備考
29500	パソコンデスク	1987/6/25	パソコンデスク/ターミナルデスクTPK1087	
29501	テーブル	1994/1/21	テーブル/端末テーブル サンワサプライRAC-314	
29502	ロビーチェア	1987/3/31	ロビーチェア/ロビー椅子	
29503	キャビネット	1987/3/31	キャビネット/ファイリングキャビネット	
29505	下駄箱	2004/6/16	下駄箱/40人用シューズケース SP5-8N型	
29506	下駄箱	2004/6/16	下駄箱/32人用シューズケース SP4-8N型	
29507	コインロッカー	1987/3/31	コインロッカー/	
29508	コインロッカー	1987/3/31	コインロッcker/	
29509	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29510	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29511	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29512	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29513	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29514	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29515	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29516	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29517	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29518	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29519	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29520	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29521	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29522	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29523	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29524	コインロッcker	1987/3/31	コインロッcker/	
29525	食器棚	1987/3/31	食器棚/食器戸棚	
29526	保管庫	1987/5/8	保管庫/薬品戸棚 ヤガミ 8104-210 MCK-90	
29527	ラック	1994/3/31	ラック/端末テーブルラック サンワサプライ RAC-314	
29528	ラック	1994/3/31	ラック/端末テーブルラック サンワサプライ RAC-314	
29529	ホワイトボード	1989/8/18	ホワイトボード/ホワイトボード(墨引)RW-B34B	
29531	カメラ	1987/12/8	カメラ/キャノン オートボーカス	
29532	テレビ	1987/3/31	テレビ/	
29534	剣道関連用品	1988/6/16	剣道関連用品/剣道得点板 ミツボシ Z-81002	
29535	剣道関連用品	1989/2/8	剣道関連用品/剣道打込台一式 (打込台1台, 防具1式, 鞍, カスネ当1組)	
29536	剣道関連用品	1988/6/16	剣道関連用品/剣道得点板 ミツボシ Z-81002	
29537	柔道関連用品	1987/6/30	柔道関連用品/柔道用投込マット 200×300×10	
29538	柔道関連用品	1987/6/30	柔道関連用品/柔道用投込マット 200×300×10	
29539	相撲関連用品	2001/10/19	相撲関連用品/明荷	
29540	相撲関連用品	2001/10/19	相撲関連用品/締込み1本, 下がり2本	
29541	フェンシング関連用品	1988/4/30	フェンシング関連用品/メタルピスト ステンレス TF805	
29542	フェンシング関連用品	1987/5/8	フェンシング関連用品/メタルピスト ステンレス TF805	
29543	フェンシング関連用品	1988/4/30	フェンシング関連用品/ロンリュームピスト ライン付 TF802	
29547	フェンシング関連用品	1987/5/8	フェンシング関連用品/ロンリュームピスト ライン付 TF802	
29550	フェンシング関連用品	1996/6/11	フェンシング関連用品/試合コート ロンルームピスト TF801	
29551	フェンシング関連用品	1996/6/11	フェンシング関連用品/練習用審判器 アルスター ATM-S-TF	
29552	ベビーシート	2000/3/24	ベビーシート/ベビーシートDX	
29562	太鼓	1987/3/31	太鼓/大太鼓	
29563	太鼓	1991/4/1	太鼓/太鼓	
29564	その他の楽器周辺用品類	1987/3/31	その他の楽器周辺機器類/太鼓台	
29566	油絵	2006/3/9	油絵/打ちあげ花火 120号	
29567	絵画	1992/5/20	絵画/「鯉」 F-30型	武道センター(1階ホール)
29568	掛軸	1987/3/31	掛軸/	
29569	化粧まわし	2001/10/19	化粧まわし	
29570	化粧まわし	2001/10/19	化粧まわし	
29571	書	1988/2/16	書/書額一架	
29572	鎧兜	1992/5/13	鎧兜/鎧兜一式 W60cm×D50cm×H165cm	武道センター(1階ホール)
29573	額	2006/2/24	額/油絵用額縁 120号	
29574	ごみ箱	1987/3/31	ごみ箱/屑入れ プラス 19-125(中)	
29575	時計	1987/3/31	時計/ホールクロック セイコー	
162476	冷水機	2019/8/29	ウォータークーラー(排水ポンプ含む)	

障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現をめざし、法第7条に規定する事項に関し、市長、議会及び行政委員会の事務部局に属する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に、また、自ら進んで対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。以下この対応要領において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。以下この対応要領において同じ。）でない者と比べて不当な差別的取扱い（障害を理由として正当な理由なく財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては

付さない条件を付けることなど）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 職員のうち、所属長その他職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

（1）日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、

その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様（状態・様子・内容）等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談受付窓口は障害福祉課とする。

2 相談を行おうとする者は、手紙、電話、ファックス、電子メール、直接の訪問など任意の方法を用いて、相談を行うことができることとする。

3 相談の記録は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対し、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、また、新たに所属長となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させることとし、研修を実施するよう努めることとする。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領に係る
留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

なお、障害者の家族や支援者に対する不当な差別的取扱いが障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者やその家族、支援者等に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者やその家族、支援者等にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断が必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

○障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。

- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにさせる。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム、研修会等への出席を拒む。
- 障害があることを理由として、一律に施設への入室を拒否したり、条件を付ける。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害があることを理由に付添者の同行を拒む。
- 障害があることを理由として、一律に無視をしたり、子ども扱いをすること。
- 市施設及び施設を利用する者に対する著しい損害発生のおそれ、その他のやむを得ない理由がないのに、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）の同伴を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が

見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。

(障害者本人の安全確保の観点)

○車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)

○行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族、支援者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、障害者が個々の場面において必要とし

ている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。なお、障害者の家族や支援者に対し合理的配慮を提供しないことが、障害者本人の権利利益に不利益を与えることがありますに留意すること。

2 合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置（それに見合う他の方法等）の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対応に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることとなり得る。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障

害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者等に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には、前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意

する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- スロープ等が設置されていない場所では、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープ等を用意するなど、車椅子利用者への移動への配慮を行う。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する。障害者の意向を確認したうえで可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 事務所等が2階にある等、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務所等への移動の補助をする。
- 庁舎内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。

○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

○市施設において、大浴場やプールなど、さまざまな理由で身体障害者補助犬を一時的に同伴できない区域がある場合は、あらかじめ身体障害者補助犬の待機場所を決めておく。

○イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

○視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めるに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

○筆談、読み上げ、手話、点字、指点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）、トーキングエイドなどの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。

○電話での意思疎通が困難な場合には、電子メールやファックス等などで意思疎通を行うなどの配慮をする。

○窓口、受付などの机の上に筆談用のメモ用紙等を準備する。

○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。

○会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。

○会議等においては、通訳を介することにより時差が生まれるので、相手に通じたことを確認してから進行する。特に質問の有無の問い合わせ、多数決の場面は、タイムラグがあることを考慮する。

○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

○聴覚障害者に説明をするときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。

○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある者）に必要に応じて、その者のコミュニケーション方法（指点字、触手話等）での情報提供と通訳及び移動を支援する。

○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

○比喩表現（たとえによる表現）等が苦手な障害者に対し、比喩（たとえ）や暗喩（たとえるものとたとえられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現などを用いずに説明する。

○説明をする際には、短くわかりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

○障害者から申出があった際に、2つ以上のことと同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記したり、時計盤を使用して伝達するなどの

配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等に書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力ひらがなを用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。

○パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。なお、提供にあたっては、可能な限り本人の意思を尊重した配慮を行う。

○意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、本人が頷いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。

○複数の伝達事項がある場合、一枚の紙でまとめて伝えるなどの配慮を行う。

○会議等の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な障害者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○会議等の進行に当たっては、職員等が例えば進行の予定や約束事などを事前に紙でまとめて知らせるなど、障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の例）

○順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えてあとどのくらい待つか見通しを示したり、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。

○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。

- 車両乗降場所や駐車場、駐輪場等を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意（本人の意によらない）の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害特性や施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 説明会や会議等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。休憩の際には、場所の確保等について障害特性に応じた配慮を行う。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

- （合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）
- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があつた場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
 - イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があつた場合に、「何かあつたら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手續可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がないことから対応を断ること。(過重な負担（人的・体制上の制約）の観点)